

平成17年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

平成17年6月15日（水曜日）

議事日程第2号

平成17年6月15日（水曜日）午前10時開議

- 第1 農林商工常任委員会副委員長の選任  
第2 議案第76号 平成17年度大仙市一般会計補正予算（第1号）（説明）  
第3 一般質問

出席議員（121人）

1番 藤田和久	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 高松昭一	5番 田中孝悦	6番 今野鴻業
7番 佐々木昌志	8番 佐藤耕悦	9番 安部寛治
10番 小松一義	11番 渡邊秀俊	12番 進藤聆爾
14番 佐々木金治	15番 佐藤勝美	16番 高橋照雄
17番 菊地喜代司	19番 杉澤千恵子	20番 仲村力夫
21番 北村稔	22番 児玉裕一	23番 鈴木三男
24番 竹原弘治	25番 伊藤晴敏	26番 加藤博康
27番 千葉次郎	28番 三浦一夫	31番 佐々木秀治
32番 高橋恵五郎	33番 伊藤長一	34番 伊藤祐耕
35番 佐々木清二郎	37番 菊地幸悦	38番 齊藤正俊
39番 佐藤孝次	40番 山崎栄一	42番 大野忠夫
43番 伊藤晴通	44番 田村一郎	45番 千葉友悦
46番 千葉健	47番 豊嶋明	48番 小笠原悌二郎
49番 大野清昭	50番 佐藤隆盛	51番 高橋清之助
52番 鈴木長生	54番 佐々木恒男	55番 大坂義徳
56番 熊澤龍雄	57番 藤嶋次男	58番 能味垓一
59番 武藤清	60番 田中喜一郎	61番 鎌田正

62番	三浦泰治	63番	高橋篤朗	64番	鈴木静男
66番	進藤文五郎	67番	土井文夫	69番	福原信男
70番	伊藤克輝	71番	亀井義信	73番	藤谷一誠
74番	大坂猛夫	75番	鈴木勝博	76番	高橋敏英
77番	畦田健	78番	佐々木十三夫	79番	小松栄治
80番	佐々木與一	81番	戸堀實	83番	今野智
85番	小西郁雄	86番	鈴木誠一	87番	小松悦歩
88番	本多良典	89番	伊藤清	90番	佐藤芳雄
91番	高橋孝夫	92番	鈴木孝篤	93番	加藤勲
94番	今野篤	95番	佐藤一	96番	後藤昌伸
97番	大橋秀	98番	藤田君雄	99番	小山緑郎
100番	橋本五郎	101番	茂木隆	102番	大山茂
103番	大山利吉	104番	出原武郎	105番	門脇茂雄
106番	佐々木圭一	107番	佐藤清吉	108番	佐々木忠雄
109番	小山田トシ	110番	小松重文	111番	信田勇一
113番	加藤孝悦	114番	高橋一志	115番	原則雄
116番	長澤春男	117番	高橋幸晴	118番	菅原長左衛門
120番	木元正一郎	121番	草薨忠誠	122番	斉藤博幸
123番	鈴木辰美	124番	大河昇	125番	松本博
126番	鈴木馨	127番	鈴木隆太郎	128番	岡田博介
130番	高貝昌伸	131番	長沢典雄	132番	斎藤幸巳
133番	小柳悦朗	134番	門脇一男	135番	高橋長一郎
136番	佐々木洋一				

---

欠席議員（5人）

13番	川原誠徳	68番	川原忠夫	72番	佐藤泰久
82番	富岡弘	129番	三浦圭光		

---

説明のため出席した者

市 長 栗 林 次 美 教 育 長 笹 元 嘉 辰

総務部長	久米正雄	企画部長	佐々木正広
市民生活部長	高橋源一	健康福祉部長	根本正進
農林商工部長	金正行	建設部長	鎌田栄治
病院事務長	高橋大樹	水道局長	田口良邦
国体準備事務局長	中嶋喜代博	教育次長	相馬義雄
教育次長	毛利博信	大曲総合支所長	川越貞友
神岡総合支所長	鈴木三郎	西仙北総合支所長	佐藤主憲
中仙総合支所長	大野繁	協和総合支所長	武藤芳和
南外総合支所長	佐々木宏	仙北総合支所長	藤肥康弘
太田総合支所長	金谷道男	総務部庶務課長	元吉峯夫
総務部財政課長	小林幸悦	企画部総合政策課長	小松辰巳

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	主幹	齊藤茂
副参事	高橋薫	副主幹	鈴木康悦
副主幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主席主査	佐々木孝雄	主査	佐藤マキ
主任	高橋正人	主任	菅原直久

午前10時00分開議

○議長（加藤 勲君） 本日の会議を行います。

欠席の届け出は、13番川原誠徳君、72番佐藤泰久君、82番富岡弘君、129番三浦圭光君であります。

○議長（加藤 勲君） 本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（加藤 勲君） 日程第1、農林商工常任委員会副委員長の選任を行います。

お諮りいたします。農林商工常任副委員長の選任については、議長において指名したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

農林商工常任副委員長に 71 番亀井義信君を指名いたします。

お諮りいたします。議長において指名いたしました亀井義信君を農林商工常任副委員長に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました亀井義信君を農林商工常任副委員長に選任することに決しました。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第 2、議案第 76 号、平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第 76 号、平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算において計上すべき市立大曲病院事業会計繰出金について計上漏れがあったため繰出金を補正するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3, 415 万 7 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 4 億 5 億 7 億 9, 550 万 3 千円とするものであります。

歳入 19 款繰越金は、前年度繰越金として 2 億 3, 415 万 7 千円の補正であります。

歳出 4 款衛生費は、市立大曲病院事業会計繰出金に 2 億 3, 415 万 7 千円の補正であります。

以上、一般会計の補正予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） はい、どうもありがとうございました。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第 3、一般質問を行います。

申し上げます。一般質問の持ち時間は、答弁を含めまして 60 分以内の申し合わせがあります。残り 10 分になりますとブザーでお知らせしますので、時間内に終了するようお願いいたします。

順次質問を許します。最初に 48 番小笠原悌二郎君。はい、小笠原君。

○48番（小笠原悌二郎君）【登壇】 おはようございます。

協和の小笠原と言います。大曲仙北8市町村が合併して大仙市の第1回定例会において最初の一般質問者として登壇できましたことを、市民の皆様に深く感謝申し上げます。

最初に、私はこの大仙市の広報の創刊号、皆さんごらんになっていると思いますけれども、この一部を紹介しながら質問に入りたいと思います。

創刊号には、市民からお祝いのメッセージをいただきました。「8つの力を合わせ、均衡ある発展を望みます」という記事があります。この中を読ませていただきました。大曲の三浦さんは、「大仙市誕生おめでとうございます。8つの地域が力を合わせて生まれた大仙市、それぞれの地区が持っていたすばらしい伝統を受け継ぎ、さらによいまちに発展することを期待します」。また、神宮寺の高橋さん、「まちの名称を神岡町から大仙市に変わりました。大仙市、とてもいい響きで、格好いい名前になったと感じます」。協和の佐川さん、「8市町村が合併し、それぞれの旧市町村の歴史・文化を大切にし、大人も子供も活気あふれる大仙市であることを期待します」。また、これは堀見内の小林さん、「衣食住が満たされ、人々の心も温かく豊かで、お互いが助け合いながら生活している、こういう桃源郷というような理想郷になってほしい」とこう言っております。また、長野の清野さん、「新しいまちづくりは、自らの手で共に夢を語り、育み、創造できる大仙市へ。そして、合併して良かったと言えるまちづくりのため、市民としてその役割と責任を果たしていきたい」。太田町の小松さん、「この春、大仙市とともに新しいスタートを切り、期待で胸の鼓動が高く鳴り響いています。私が大仙市に願うことは、人と人とのつながりの輪が欠けることのない、きれいな円を描く日であることです」。また、こういうのがありました。土川の佐々木さん、「大仙の恵みの源は山や川、すなわち自然であると思っています。だからこそ、これからを担う子供たちが大仙に住んで良かった、生まれて良かったと言える田舎をつくりたい。そういう大仙をつくりたい」、このような記事が載っておりました。

私はこの記事を見た時に、何といても1番大事なことは、みんなで作りあげた、この大仙市の市民が一つの心になる、協力し合う関係をつくりあう、信頼し合う、こういうことが非常に重要だということを感じまして、この問題を最初に取り上げました。発足してまもない大仙市ではありますが、合併に至るまでは合併協議会においてる協議を重ね、新市建設計画が練り上げられたと確信しております。したがって、私の質問は今話したように大仙市の市民が新市建設計画に基づくまちづくりの基本目標に向かって、

いかに相互の信頼と協力協働の関係を築き上げ、一体性を確立するかであります。また、今日とても重要な問題となっている地球の温暖化防止にかかわる自然環境保護、循環型社会の構築について、地方自治体としていかに取り組んでいくのか、市民の環境意識の高揚、温暖化防止活動への積極的参加、省エネ活動の推進など以上2点について、栗林市長及び当局の対応と取り組みについて質問をいたします。

最初に、新市の一体感をいかに作り出すかということです。

市町村合併により県内でも3月に6つの市が誕生しました。共通して言われることが、新市の一体性をいかに早期に確立するかであります。栗林市長も、「新市スタートにあたり1番重視することは、住民にとって市役所は何でも相談でき頼れるところでなければならない」と言っております。また、公約の中でも、「地域の特色、独自性を生かし、大仙市の早期の一体性確立」を掲げています。一体性の確立といっても、これまで8市町村が独自の自治体として行政でもさまざまな制度でも、それぞれ特色を持ってきたものであり、一朝一夕にして可能なものとは思いません。市長の所信表明で言われた、大仙市が夢のある田園交流都市であるために、大仙市まちづくり計画に基づく総合計画及び実施計画の作成を期待するものであります。私は、こうした計画をスムーズな実行を強く望んでいるものですが、大切なことは市民の交流による相互の協力関係と信頼関係の確立にあると思っています。

私は昔の人たちの団結力、相互の信頼と深く絆を強く感じているものですが、お米を作るために集落の総力を結集し、数キロ先の川をせき止め水路をつくり、トンネルを掘り、一致団結して田んぼに水を引いたものと思います。それこそ相互の信頼と協力協働の力によって生きてきた、その絆の深さ、強さを感じるところであります。私も若い頃、川の水を引き止めるための石込み作業に行ったことがあります。フジの蔦やクズの蔓でモッコをつくり、重い石ほど流されないと大きな石をかついで並べたものです。しかし、夏から秋の大雨や洪水により石は流され、毎年同じことを繰り返し、水を引き、お米を作って生きてきたのです。こうしてつくられた水路は、多くの地域や集落でも見られますが、現在でもこの水路を利用しているところ多々あります。相互の信頼と協力協働、そして助け合いの精神こそ重要と認識していました。現代では機械化など高度に発展した社会の中で、昔のような助け合いや集落総員の相互協力などはあまり見られなくなりました。今日、合併により大きなまちとなり、時代は違いますが自治体が大きくなればなるほど協力協働の関係が強化されなければなりません。「おおきなせなかに夢

を乗せ、未来に羽ばたく元気なまちづくり」は、市民が自ら参加し、自らつくるまちづくりでなければならないと思っています。一体感を持てることは、新市への愛着を培うものであり、市民相互の信頼を深めることであると思います。町当局の具体的な取り組みの方針、計画が大切であると考えています。

そこで、最初に市民の交流の機会をいかに計画しているかであります。

人はまず会うことに始まり、話し合うことで理解が生まれ、ともに汗を流して友情と深い相互信頼に発展する可能性を持っています。私は合併する以前から旧市町村単位の交流計画や交流活動を強く望んできたところですが、合併した大仙市となった今日、交流の機会は以前に増して重要なことと思います。この前の広報によりますと、「ぬくもりグリーンウォーキング」、あるいは「てくてくウォーキング」、また「大曲仲良しウォーキング」など行事がありました。多くの参加者を希望しているところですが、旧市町村単位から広範囲な参加を求め、各種競技もよし、高齢者のグラウンドゴルフやゲートボールなど一般市民参加のレクリエーションもよいと思うが、今後の計画はないのでしょうか。

次に小・中学校の連携・交流はどうでしょうか。

これまでは大曲と仙北郡の関係にあり、交流の機会が少なかったと思います。大仙市としてスポーツ・文化・芸術などの活動や各種大会や発表会があると思いますが、現在計画されているものはどうか。また、学校間の交流計画などはないのでしょうか。

次に旧市町村の野球場、あるいはスキー場、あるいは公民館など既存の施設を利用した交流機会を計画できないかということであります。

一例として、大仙市スキー大会の開催。あるいは、小中学校大会。または高齢者大会など、大仙市内のスキー場を利用した交流機会はどうかと思えますけれども、いかなもののでしょうか。

また、全県的に有名な500歳野球の開催は、これまでの経緯から神岡球場をメインとしながら、市内の各野球場を使用して全市的な大会として市民の理解と協力を得ながら一体感を高めることも重要だと思えますが、今年の計画はもうできているのでしょうか、こういう配慮もほしいものだと思います。

また、協和の市民が中仙や仙北、太田の施設を一緒に利用できる機会や、大曲、南外の市民が協和の施設を一緒に利用する機会など、市内の施設を広く市民が大いに利用する機会を各種団体やクラブへ要請するなど、行政指導を含めて大いに計画して交流の機

会をつくってほしいと思います。

次に新市発足のイベント計画についてであります。

スポーツに限らず、合併記念植樹や合併記念行事があつてよいと思つてます。3月に合併して約3カ月経過しましたが、役場に行つても、今は総合支所ですけれども、何かさみしいという市民の声があります。町長のいない役場であり、主体が市役所に移つたさびしさを感じているのかもしれませんが、新しいまちが発足したことを市民が実感できるイベントをぜひ計画してほしいと思います。

初日の市長の所信表明によりますと、大仙市誕生記念式典を開催することのこと。その規模や内容についてはまだわかりませんが、広く市民とともにお祝いできることと思います。

最後に「大仙」という名称を有効に生かしてほしいと思います。

新市の名称については広く募集し、合併協議会において慎重な審議と互助の精神を合わせて合意したものであります。この名称は、広く市民に愛されるとともに、将来にわたり誇り得る名称にしなければなりません。それは我々議会議員と合併にかかわつた当事者には、その責務があると思つております。名称を利用している例として「あきたこまち」がありますけれども、「こまち」はお米であつたり、列車になつたり、野球場になつたりしています。また、「昭和」から「平成」に代わりましたら「平成高校」というのが誕生しました。今後、市内に新設する建物でもよし、場所でもよし、あるいは既存の名称を前向きに検討することも必要と思つています。「大仙何々」、または「何々大仙」という名称をつけて、名称を含めて親しまれるものにしてほしい。

先般、西仙北高校の後援会においてお叱りを承知の上で、「今日、少子化が進む中で、いずれ高校の再編など予測される時に、学校の存続と地域に「大仙」という名称を先取りして大仙に親しむためにも、校名変更の考え方について検討の機会をつくつてもよいのではないか」と発言したところであります。市内のどこかで、誰が1番先に「大仙」という名称を使い、市民に愛着と親しみを持ってもらえるか、大いに期待しているところであります。

次に自然環境保護と資源リサイクルの推進について、ご質問いたします。

今、お金と暇がなくても行つてみたいものがあります。それは、人と自然の共生をテーマとして開催中の「愛地球博」、「愛知万国博覧会」であります。地球の温暖化は人間の科学技術によつてもたらされ、人類の活動が環境や自然に取り返しのつかない

ダメージを与えました。このままでは、人類社会や動植物を危険にさらすとさえ言われています。私たちも身近に高度経済成長期における大量消費社会、これはまだ記憶に新しいものがあります。人間がつくり出した自然破壊、環境破壊は、人間が修復しなければなりません。後世に、このすばらしい自然を引き継ぐために、今日に生きる私たち一人一人が努力しなければならない、そのことが大切だと思います。科学者には科学の分野で、政治家には政治の分野で、地方には地方の裁量で、そして国民一人一人には何ができるかを考えなければならないと思います。

自然環境保護、循環型社会の構築は、国においても地方にとっても極めて重要な課題であり、私は協和町議会においても自然環境保護や循環型社会の構築について、また、ごみ減量対策や資源リサイクル、不法投棄問題など5年間で7回ほどこの問題を提起し、質問として取り上げてきました。大仙市においても、市民の負託と機会がありましたら何極的な発言と提言を続けたいと思います。

さて、今回提示されております予算書の中に、約19億5,000万という数字があります。これは、ごみ処理費や資源リサイクル減量化対策、粗大ごみ処理対策や環境事業組合負担金などを含めた清掃費の金額であります。8市町村が合併しての金額ですから全体の金額が大きくなるのは当然のことですけれども、19億5,000万の数字は一見して、こんなにかかるものかと思うのは私ばかりではないと思います。今後、市民のごみ減量努力と資源リサイクルに向けて、いかに分別に理解と協力を重ね節減できるかということは極めて注目し、自分たちで努力しなければならないことと思います。私たちが小さい頃は、ごみを処理するために役場の金はかかりませんでした。今、ごみ袋の中を見れば、残飯、果物の皮、納豆の空ケース、食品の空パック、スーパーの袋、宣伝用のチラシ、紙クズ、ティッシュペーパー、汚れた段ボール、発砲スチロールなど多く見られます。ごみ集積所には、時に庭の草、庭木の枝なども出ています。資源リサイクルとして、瓶、缶、ペットボトルなど、1度水を流すなど一人一人の努力が必要なものも率直に言ってあります。

そこで、まず大仙市におけるごみ減量化と資源リサイクルの取り組みについて伺います。

さて、ごみ減量化と資源リサイクルの取り組みは極めて重要なことですが、ごみの概念を我々は今一度見直し、環境に賦課しない生活の実践が叫ばれている今日、自然と共生する社会づくりを目指して一人一人の意識改革が不可欠であると思います。20世紀

後半は大量生産、大量消費、大量廃棄の時とされ、経済効率を迫及して、利潤迫及と環境保護は相反するものとされてきました。しかし、21世紀は環境が時代のキーワードとなっています。経済と環境の両立が求められているのです。自然の浪費を通じた成長は終わった、今後の成長は循環によってのみ支えられ、市民の環境意識の高まり、企業や地方自治体への環境保全、商品開発など環境にやさしい社会経済システムへの取り組みが大切、このように書かれているのが、これは平成14年の環境白書の内容であります。

この頃、秋田県ではエコビジネスに関連して緑地拡大や公害防止のための事業を推進する企業への補助金交付、地球温暖化防止活動推進、あるいは地域の省エネ活動推進に取り組んできました。大仙市における市民の環境意識の高揚、温暖化防止活動の計画、あるいは省エネ活動の推進、緑化推進計画について伺います。

次に、具体的な課題を挙げながら質問したいと思います。

初めに、市民の環境意識の高揚を図るために講演会の開催、あるいは現在おります環境衛生推進員などによる先進地の視察などの計画はお持ちでしょうか。

次に県の21総合計画の中で、ごみの排出量を平成22年度で県民1人当たり日量895グラム、リサイクル率21.4%と予測されていました。協和町では、平成22年度ごみの総量1,500トン、そのうちリサイクル率30%としてきました。大仙市のごみ減量目標とリサイクル率はどのようになっているか伺いたいと思います。

先般、秋田市の04年度ごみ排出量が前年比3,237トン減量されて、減量によって浮いた処理費用を環境貯金として積み立て、環境活動の資金とする記事がありました。昭和13年度、協和町でリサイクルの分別収集によりリサイクル率30.4%で県内トップとなったことがあります。年間経費で200万円減少したとされていました。ごみの減量と資源リサイクル活動は、市民の理解と協力が最も大切であります。ぜひ、こういった点を含めて具体的なものをお知らせ願えればと思います。

次にエコビジネスという言葉が叫ばれて久しいんですが、その普及は必ずしも進んでいないとみております。ソーラー設備の普及、風力や地熱利用設備の推進、こういったエコビジネスへの積極的支援計画を検討できないものなのでしょうかということです。

また、最近、地球温暖化対策の一つとしてクールビズという言葉を目にします。「クールで涼しげなビジネスマン」の意味とされ、国会では背広もネクタイも外してよし、このようにされております。小池環境大臣は、「日本の男性は過剰包装だ。ネクタ

イで暑さに耐える我慢大会をやってきた」とこう言ったそうであります。この地球温暖化対策の一つとして、室内の冷房は温度を28度に設定するといって現在各地域でも進んでおります。今朝ほどから、この会場は28度以下でちょっと涼しすぎるなという感じを受けたのは私ばかりではないでしょう。我が大仙市でも、こういったクールビズの取り組みを具体化してほしいと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

以上、私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） 48番小笠原悌二郎君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 小笠原議員のご質問にお答えいたします。

質問の第1点は、「新市の一体感をいかに作り出すか」であります。

初めに、市民の交流機会につきましては、小笠原議員ご指摘のとおり新市の一体感を高めるためには、市民が交流できる機会をできるだけ多くつくるのが大切であると私も思っております。

旧市町村でさまざまなイベント等を開催しております。これら各種イベントにより多く、より広く旧市町村の垣根を超え住民の参加を図ることにより、大仙市民お互いの仲間意識が生まれ、住民同士、温かく触れ合えることで地域間の交流と連携が始まり、それによって活気あふれる大仙市が作りあげられていくことと考えております。

また、大仙市にはさまざまな文化財やお祭りもあります。文化財の活用やお祭りへの参加を促すことなどにより、市民の一体感の醸成に努めてまいりたいと思います。

次に、小中学校の連携・交流についてであります。まず教職員の連携につきましては、去る4月26日、大曲市民会館におきまして「大仙市教職員研修集会」を開催いたしました。6月1日には、第1回市内小・中学校校長会を開催し、当面の各校の教育課題等について情報交換を行いました。今後、市内校長会、幼稚園長会・教頭会を定期的で開催し、連携を強めてまいります。

児童生徒の交流活動につきましては、平成17年度中に市内43校中25校が活動を計画しております。また、スポーツ少年団や部活動におきましても、少子化が急激に進む中、旧市町村の枠を超え、近隣の学校間で連携し合っただけの活動が多くなってくるものと予想しております。大仙市内の子供たちの交流活動が一層活発に行われますよう、トリアルサポート事業等で支援してまいりたいと考えております。

次に、野球場、スキー場等既存の施設を利用した交流機会につきましては、これまで旧市町村では、住民の利便性を図るためさまざまな公共施設をつくってまいりました。

合併により、大仙市にはこれらの類似施設がたくさんあります。スポーツ・文化等の振興を図り、市民の皆様からより広域的に施設を利用していただき、施設の有利活用を図るとともに、市民自らの企画・運営によるイベント等を支援し、市民の参加しやすい環境を構築してまいります。併せて、公共施設の有効利用につきましても検討いたしたいと存じます。

次に、新市発足のイベント計画につきましては、5月8日の「ドリームベースボール」や6月5日の「大仙市制施行記念駅伝大会」、今後、大仙市記念誕生記念事業として開催が予定されております「日本舞踊の特別公演」、また大曲高校出身のバリトン歌手「小松ヒデノリリサイタル」、「大仙市誕生記念囲碁大会」、太田球場での「プロ野球イースタンリーグ公式戦」などがございます。

このほか、これまで実施されてまいりました、大曲の「全国花火競技大会」や神岡の「全県500歳野球大会」、西仙北の「刈和野の大綱引き」、中仙の「ドンパンまつり」、協和の「まほろば唐松能公演」、南外の「全県550歳野球大会」、仙北の「夏祭り・彩夏せんぼく」及び太田の「南部忠平杯グラウンドゴルフ大会」など、さまざまなイベントを大仙市民のイベントとして市民の皆様にご参加いただけるようPRに努めてまいりたいと思っております。

また、7月18日に「大仙市誕生記念式典」を開催し、市民の皆様と一緒に大仙市の誕生をお祝いしたいと存じます。

次に、大仙市の名称の有効使用につきましては、大仙市は誕生したばかりでありますので、観光振興を図るとともに、大仙市の名称を冠したブランドの開発等、大仙市を広くPRするための方策につきまして、今後、議会及び市民の皆様と一緒に検討してまいりたいと存じます。

質問の第2点は、自然環境保護と資源リサイクルの推進についてであります。

初めに、大仙市におけるごみ減量化と資源リサイクルについての取り組みについてありますが、大仙市では平成12年度に施行された、循環型社会形成促進基本法、いわゆるリサイクル法の廃棄物有効利用促進の概念に則り、減量化対策として、発生抑制という観点から電気式生ごみ処理機の購入費補助、マイバック運動の推進、排出抑制意識の啓蒙を展開し、資源リサイクル推進としては、ビン・缶・ペットボトル及び古紙のリサイクルを行っております。

大仙市では今後速やかに向こう10年間のごみ処理について、一般廃棄物処理基本計

画を策定することとしております。計画の策定にあたっては、現在の資源循環に加え、さらに容器トレイ等のリサイクル品目追加や、ごみ有料化の問題も視野に入れて、今後とも積極的な資源循環型社会形成に向け対応してまいりたいと考えております。

市民の環境意識の高揚を図るため、講演会の開催、環境衛生推進員の視察計画につきましては、保健所管内の環境保全組織連合会での講演を含む研修会に参加、各地区の環境衛生推進協議会主催の県内環境施設の視察等を実施しており、市民に広く呼びかけ多数参加いただけるよう、広報等で啓発してまいりたいと考えております。

また、将来を担う子供たちの環境学習にも取り組み、不法投棄の防止や自然環境を取り入れた学習を推進してまいりたいと考えております。

次に大仙市のごみ減量目標とリサイクル率につきましては、平成14年3月に合併前の旧市町村において、それぞれ平成23年までのごみ処理基本計画が策定されており、これに基づいてごみ減量目標と資源のリサイクル率を定め、推進してまいりましたので、今後新たに基本計画を策定した上で、ごみ減量目標とリサイクル率を定めたいと考えております。

次に、ソーラー設備の普及・風力発電の推進などエコビジネスへの支援につきましては、地球温暖化の大きな原因となっている二酸化炭素の排出抑制対策として、市としても国の施策に基づき積極的に推進していかねばならないと考えております。

風力等の自然エネルギーを活用したゼロ・エミッション方式の検討については、今後、地理的な条件を加味し、十分に検討する価値があるものと考えておりますが、大仙市としては、まず、森林の活用によるグリーン購入の推進、低公害車の購入といった身近な活動から推進してまいりたいと考えております。

次に、クールビズの取り組みにつきましては、現在、国では冷房の設定温度を下げ、地球温暖化防止に資するという観点から、上着を脱ぎ、ネクタイを外す、通称「クールビズ」という夏の軽装を進めており、国会や県庁などにおきましてはこれに従い、一部実施されているようであります。

ノーネクタイ、ノー上着は、体感温度を2度下げると言われており、執務上の快適性には一定の効果があるものと存じますが、公務員の身だしなみという観点もあろうかと思っておりますので、市役所におきましては、この夏は、これまでもある程度弾力的に運営しておりましたノー上着を実施したいと考えております。

また、来年度以降の課題につきましては、市民の声を聞きながら、庁内に検討委員会

を設置して検討をしてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 48番、再質問ありませんか。はい、48番。

○48番（小笠原悌二郎君） 交流機会の計画、あるいは実行については、答弁内容がありましたように大いに推進していただきたい、このように思います。

また、省エネ活動や地球温暖化防止にかかわる活動として、今とても心配されていることは、市長が今言われました中でも、これからいろいろ検討される中でごみの有料化という問題は、半面、不法投棄という問題に強くかかわってきます。いずれにしても、こういった問題の取り組みは、現在取り組み課題として重要ではありますが、それだけにまた取り組みが難しいという性格を持っております。私が1番強く申し上げたいのは、まだ、ごみ減量とリサイクルという関係での対応策が取られている段階ではないのかなど。すなわち先ほどごみの袋の中の中身を話しましたがけれども、もっともっと分別すれば少なくなるという前に、納豆の空ケース、あるいは昔は、我々小さい頃は藁で作った納豆<sup>つと</sup>苞<sup>つと</sup>というのがあったんですよ。あの空納豆の苞<sup>つと</sup>は、馬に食べると一番うまくて鼻を鳴らして馬が食べたものなんです。ごみにはならなかった。今、こういう問題を取り上げてもしようがないんですけれども、ごみが出ないようにする生活環境、生活循環を我々は検討できないかということをおは1番言いたい。こういう意味で、これからの検討していく段階で、現在もう出るものはやむを得ないんだという感覚ではなくて、こういうものはごみにならないもの、飲み物なんかは今ビンで必ずそれがリサイクルされるというものになりつつあります。使い捨てのものはどんどん規制されていいのではないかとこのように考えてます。ぜひ、そういう問題を含めて、ほかの自治体に先駆けて大仙市でも積極的な検討をしていただきたいものという意味で、私はこの問題を取り上げましたので、ぜひそういう方向でお願いしたいということで私の質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） 答弁はいりませんか。

○48番（小笠原悌二郎君） はい。

○議長（加藤 勲君） いない。

○48番（小笠原悌二郎君） 考えがありましたら、つけ加えてほしいと思います。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 小笠原議員がおっしゃることが、まず大前提だと思います。ごみ

が出ない生活スタイルといいますか、そういうものが大前提としていかなければ、出たものをいかに少なくするかということでは、これはある意味ではたちごっこになると思います。ごみの問題については、根本はそこから始まらなきゃならないと思っておりますので、そういう意味で、いわゆる市民の皆さんがそういう問題を根源的に考えながら、ごみの減量化に取り組んでいくと、こういうことで我々全体の計画をつくっていかなきゃならない、こういうふうを考えておりますので、いずれ大仙市としてのごみの減量、リサイクル計画をつくり直しますので、そういった視点を十分に入れながら計画を立ててまいりたいとこういうふうに思います。

○議長（加藤 勲君） 小笠原議員、いいですか。

○48番（小笠原悌二郎君） いいです。

○議長（加藤 勲君） これにて48番小笠原悌二郎君の質問を終わります。

次に83番今野 智君。はい、今野さん。

○83番（今野 智君） 【登壇】 協和地区の今野智でございます。栗林市長に質問いたします。

質問の第1点目は、新地方行革指針についてであります。

総務省は今年の3月29日、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を地方自治体に通知いたしました。これは、言ってみれば2005年度以降の自治体のリストラを迫るものであります。この指針は、昨年12月24日に閣議決定された今後の行政改革の方針を受けてのもので、1997年11月以来となります。新地方行革指針は、各自治体に2005年度から2009年度までの5年間の取り組みを示す集中改革プランを2005年度中、つまり今年度に作成し、公表するよう求めています。この集中改革プランについて総務省は、都道府県や指定都市から都道府県は市区町村から提出を受けて、そして助言を行って、その結果などを公表するとしております。

同プランに掲げるべき事項としては、1つ、事務事業の再編整理・廃止・統合。2つ、指定管理者制度の活用などによって民間委託の推進。3つ目、定員管理の適正化。つまり、これは人員削減です。4つ目、給与の適正化。これは人件費の抑制や削減であります。これら9項目を列挙しております。特に定員については、1999年から2004年度までに総定員が4.6%の純減になったとしながらも、今後は過去の実績を上回る総定員の純減が必要だとしているのであります。そして、退職者数や採用者数の見込みを明示して、2010年4月1日時点の明確な数値を掲げるよう求めているのであります。

す。

この新地方行革指針は、政府が2007年度からねらっている地方交付税の大幅削減に自治体を対応させようと、住民不在のリストラ計画を地方に押し付けようとするものであります。一方、都市再生など集中的に財源を投入させたい分野は温存しながら、住民犠牲の行革を進めさせようとするものであります。

また、国が都道府県に県が市町村に助言を行うというのは、地方分権と住民自治にも反するものであります。政府は2004年度予算での交付税大幅削減に地方が強く反発したことから、2005年・2006年度については地方交付税、地方税などの一般財源総額は確保するとしてきました。しかし、同時に2007年度からは中期地方財政ビジョンを早めに示して、交付税を削減することも明らかにしております。今回の地方行革指針は、何度も言いますが各自治体に住民犠牲のリストラを行わせることで、これに耐えられるようにさせようとするものであります。

私は、自治体の民主的効率化と財源確保は自治体と職員、住民の検討で自主的に進めることこそが求められると思います。平成17年度大仙市予算では、同プラン関連の行政改革大綱作成関係費として59万3千円が計上されております。説明では、「その事業目的として国の方針を参考にして、平成21年までの具体的な取り組みを明示した計画を公表し、より一層積極的に行政改革を推進する」としております。市長が任命した委員10名で協議、提案することになっています。そして市は、「今後の方向性としては、住民と行政が改革意欲を共有し、住民団体、NPO等の活動を活発化させることにより、公共的サービスの提供は住民自らが担うという認識を高揚させるとともに、公共的サービスが民間によって多元的に提供される仕組みを整え、行政が担う役割を重点化していくことが求められている」とこう述べております。抽象的な表現でよくわかりませんが、ようするに住民でやれることは住民でやれと、行政でやることは絞っていくということだと思います。この問題は、大仙市の今後のあり様にかかわる重要問題です。栗林市長は、国から指示がなくても行政改革は必要と考えていると思うんですけども、問題は改革の中身、手法であります。今年の春に通知を受けた国からの指針をどのように受け止め、どう進めていくのか。そして、同プランの9項目を大仙市としてどのようにみているのか、それぞれの基本的な見解をお尋ねしておきたいと思います。

なお、大仙市関連予算の中で市が表現している今後の方向性の部分について説明を加えていただきたいと思います。

私は改革はもちろん必要ですけれども、大きな事業を多額の財政投入の分野の無理や無駄、これをなくすことがまず重要だと考えます。また、市役所の職員の意識改革、つまり住民あつての市役所、住民あつての職員だということを改めて確認し、新生大仙市として徹底することが必要だと考えます。この点に関しても市長の見解をお尋ねします。

次は小学校6年生までの医療費無料制度について質問いたします。

行政の最終目標は住民の幸せ実現です。そのためには、政治はまず信頼と理念があつて実行、決断と実行です。弱い立場にある人たちに、いかに政治の光を当てるかが政治活動の原点。そして、子育て支援、小児医療の充実と子育てサポート体制の充実。これは何かと言いますと、大仙市長選挙での栗林市長の選挙公約であります。大仙市は協和町で実施していた小学校6年生までの医療費無料制度を継続実施しております。これは全県で最高レベルの施策であります。合併後はどうなるのか心配していた子育て中のお母さんたちも、まずほっと一安心です。実は、この制度、平成12年6月定例議会で私が当時の山谷町長に「中学校卒業まで医療費無料」を提案し、山谷町長が「小学校6年まで無料とします」と、「中学校3年までの無料は今後の検討課題です」とこう答弁していたものであります。同年8月1日から実施したのですが、当時、その話を聞いた隣の河辺町の若いお母さんは「いいな」と、「私も協和町に引っ越ししようかな」と、こういうことも言っておりました。それだけ切実な問題だと思います。つまり安心して早期治療することができて、重病化を防ぐことができるのであります。大仙市は平成17年度予算説明で県の有料化の動向いかににかかわらず無料制度を継続することを表明したようではありますが、ひとまず良かったなと思っているところでもあります。しかし、これまでの論議の中で財政面から異論や懸念の声もありました。依然として将来どうなるかの心配もあるわけであります。

私は、政策を論じる場合、「少子化」という言葉が出てきますけれども、少子化問題の1つに子育てにお金が大変かかるということも大きな要因だと思うのであります。乳幼児子育て医療制度の全国実施状況は、平成15年12月現在で、高校生まで無料の自治体は3つであります。中学校卒業までは、通院・入院合わせて82市町村であります。小学校卒業までは113自治体となっております。また、小学校6年生まで無料を年度別に見てみますと、平成11年度は外来・入院合わせて50の自治体、そして平成12年度になれば55自治体、同13年は71自治体、同14年度は99自治体、同15年度は113自治体となっており、年を追ってこの無料化制度は広がっているのであります。

す。ここで中学校3年まで医療費無料で出生率が伸びた村を紹介しておきたいと思えます。これは長野県下條村、人口4,200人。同村は、市営住宅の充実とともに子供の医療費を段階的に拡充して、2004年度から中学校3年まで無料とし、全国どこの病院にかかっても適用されます。出生率の全国平均1.29と比べて、同村は2.59にもなっているのです。こうした弱者への援助をしていくためには財源が必要です。現在、財政の健全さを示す起債制限比率が1.7%で、県内1となっているといいます。その秘密は何か。合併浄化槽方式で借金なしで下水道事業を行えたこと。また、生活道路や農道などの舗装改修工事は、村で資材費を出して、住民が自ら工事を行うことで大幅に少ないコストで借金もなくて済んだこと。こうして総意を生かしたこれらの節約でつくり出した財源を子育て支援や教育・福祉の維持にまわしているそうでありました。これは、参考の一助になればと思います。この入手先は赤旗新聞の記事であります。

私は、この施策の重要性を再認識して、大仙市450億円予算の中の一つの重点事業として位置づけ、つまり事業の優先順位を確認すべきだと思います。冒頭申し上げました栗林市長の選挙公約がここに生かされるのではないかと思うのであります。大仙市として「子供は宝」との観点で、子育て中の家計負担軽減と結んで、市の目玉政策として継続させることを望みます。子育て中のお母さんの声を代弁します。市長の見解を求めておきたいと思えます。

最後に市債について質問いたします。

大仙市予算説明でも市長の所信表明でも「財政が厳しい、苦しい」と力説しております。なぜ苦しいのか。苦しかったらどうすればいいのか。どうすれば楽になるのか。これは大きな課題です。大仙市としての身の丈を考えることでもあります。合併論議の際、単独自治体では財政は苦しくなる、合併すれば良くなる、こういうことを言いながら住民に説明し、幻想を与えながら合併を進めてきました。しかし、合併しても苦しいという。大きな背中に夢を乗せて合併というけれど、さて、ということになるでしょう。

合併協議会では借金の問題を腫れ物にでも触るようにことさら議論を避けてまいりました。私は合併協議の最中、ある委員にそのことを指摘したことがあります。その委員は、「借金のことをテーブルの上に乗せて議論すれば、会議は收拾がつかなくなるよ」と自嘲気味に語っておりました。ある住民は、「これではまるで農協合併の二の舞だな」とこう揶揄していたことを思い出します。平成14年の任意合併設立当時から既に各市町村では「どうせ合併するのだから」と駆け込み的な事業も見え隠れしております。

それが今、住民にとって切実なものだったのか、そういうことも十分精査しないままに合併へと急いだのであります。私は、これらとともに今後合併特例債も含めて借金がふくれあがり、その返済のために将来、結局は住民負担が上がって住民サービス低下となって表れてくるのでないか、こう懸念するものであります。

合併協議会に提出された財政推計、これは15年2月に出ておりますけれども、によれば、地方債は合併時から10年目まで毎年40億円、その後10年間は毎年50億ずつ。合併特例債は、合併時から毎年55億円ずつとなっております。この2つの借金は20年間で1,450億円の計画となっております。一方、借金を返す公債費は、合併特例債分と合わせて20年間で1,650億円となっております。合併後14年目が返済額のピークで、地方債分、合併特例債分合わせて1年間に100億円強となっております。この年の歳出予算が41億ですから、歳出の4分の1は借金返済ということになるわけでありまして。そして、合併15年目には経常収支比率が91.8と、公債費負担比率が34.3となっております。これは大変な数字であります。

大仙市の市債は、市長所信表明でも「1,000億円を超えている」と述べておりますが、総合支所での予算説明で担当課長は「1,034億円」と答弁していますが、これは地方債のことで、いわゆる隠れ借金と言われる債務負担行為は含まれておりません。正確なものとはなっておりません。継続費、繰越明許、債務負担行為、これら現在の数字を正確に教えてください。また、今後の合併特例債の使い方の基本的な考え方をお尋ねいたします。以上これら合わせて、改めて今後の市債の見通しをお尋ねしておきたいと思っております。

市長の所信表明でも強調していましたが、政策立案、決定の判断が今後大変重要です。不用不急事業の見直し、無理や無駄をなくすこと、これが今まなじりを決して取り組んでいかなければならないと思っております。なぜならば、地方自治法第2条にうたっております住民の安全・健康・福祉を保持するという自治体本来の1番大切な仕事が借金のために圧迫されて、住民の暮らしを苦しめるものであれば、自治体としての本末転倒の姿となってしまいます。市長のご見解を求めて質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） 83番今野智君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 今野議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、新地方行革指針についてであります。

初めに、指針をどのように受け止め、どのように進めていくかについてであります。このたびの指針では、厳しい財政状況の中で地方公共団体が住民の負担と選択に基づいて各地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換する必要がある、自治体は地域のさまざまな力を結集する戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められているとしております。

私は市長選挙において、「地方分権の推進と実効ある行財政改革の実施」、「市民と行政による政策評価システムの確立と施策・事業の重点配置」を公約として掲げました。

行政の究極の目標は住民の幸せ実現であります。私の行政改革に関する基本的な考え方は、新地方行政改革指針に近いものであり、所信表明でも申し上げましたとおり、行政改革の推進にあたっては従来手法に拘泥せず、業績・成果主義への転換等、民間的発想を取り入れて住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、「集中改革プラン」9項目についての基本的見解についてであります。「事務事業の再編・整理・廃止・統合」につきましては、合併調整によって事務事業が相当ふくらんでおりますので、中長期的な財政状況も勘案しながら大仙市としてどうあるべきかという視点に立って見直しをしてまいります。

「民間委託等の推進」につきましては、事務事業全般にわたり総点検を実施し、委託等が必要な場合は所要の措置を講ずるとともに、すべての公の施設についての管理のあり方を検証した上で、指定管理者制度の活用について検討してまいりたいと考えております。

「定員管理の適正化」につきましては、合併協議会が策定した新市将来構想の職員数を目標にして年度中に定員管理計画を策定し、職員数の抑制に努めたいと考えており、また、給与の適正化につきましては市民の納得が得られるような運用をしてまいりたいと考えております。

「権限委譲」につきましても、市民が身近な場所で手続きができることを視点に、積極的に取り組んでまいります。

「第三セクターの見直し」につきましては、合併によって大仙市は温泉施設6施設、道の駅3施設など類似施設を抱えておりますので、経営の効率性、健全性の観点から経営の統合や民間委託等の方向について検討してまいりたいと考えております。

次に、行政改革の今後の方向性についてであります。人口減少時代を迎え、国・地方とも財政が厳しい中で、自治体だけで住民の多様なニーズにきめ細かく対応するには

限界があると考えております。地域のことについては、住民と行政が情報を共有し、計画策定、実施、検証、見直しのすべての過程において住民から積極的に参加していただくことが必要であり、また、住民自らも行動していただかなければならないと思っております。

次に、市職員の意識改革についてであります。私は行政は最大のサービス産業と考えており、そのためには職員が常に市民の目線に立ち、現場に足を運び、市民と一緒に汗をかくことが肝要と思っておりますので、こうした日常業務への取り組みによって、住民のための市役所という職員意識を醸成してまいりたいと考えております。

質問の第2点は、小学6年生までの医療費無料制度であります。

この制度は旧協和町、中仙町で実施していた県の福祉医療制度の乳児医療費にかかわる所得制限の非該当となる乳幼児、また旧大曲の入院費にかかわる所得制限の非該当となる乳幼児、そして旧協和町で実施していた小学1年生から6年生までの児童の医療費を無料としていたものを合併協議で新市においても実施することとし、合併当日から実施しております。

この福祉医療制度の市単独拡大分の内容につきましては、心身の健康の保持と生活の安定を図るため、これまで県福祉医療制度において所得制限により該当していなかった乳幼児、さらに小学6年生まで拡大し、医療費の自己負担額を全額助成し、子育て支援策の一環として実施しているものであります。

さて、質問の趣旨の今後における福祉医療制度と財政面との関係であります。急速な少子高齢化の進展や経済の低成長時代にあつて、自主財源の市税収入をはじめ三位一体改革の中での国庫補助負担金の削減、さらに依然財源の地方交付税の見直しなど、財政状況には厳しいものがあります。

県においては、当初、福祉医療制度の中の乳幼児医療について一部自己負担を導入する方向で検討し、その後市町村民税非課税世帯と0歳児の自己負担分を全額助成する方向に転換しようとしているようでございます。

この乳幼児医療にかかわる県補助金の減額が予想されますが、合併協議での決定事項でもあり、また将来を担う子供の健全育成に果たしている役割や拡大分の対象者との均衡も考慮し、この自己負担分は市で助成することにしております。

しかし、将来にわたりこの制度を安定的に維持するためには、医療費がより大きな経済負担となる方々への配慮を前提としながら、負担の公平性や受益と負担の適正化、ま

た市で実施しています他の子育て支援策も含めた中で、今後、議会との協議も踏まえ、また市民の皆様の意見も聞きながら総体的に検討する必要があるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問の第3点、市債、債務負担行為、合併特例債に関する質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 質問の第3点の市債、債務負担行為、合併特例債についてお答えいたします。

初めに、継続費、繰越明許費、債務負担行為の現在高についてであります。継続費については、一般会計では平成16年度から平成17年度で設定した事業として、旧協和町分及び旧仙北町分の統合保育園建設事業がありますが、この2事業分の平成17年度事業費は通時繰越分を含めて4億8,682万円であります。また、学校給食事業特別会計では平成17年度から平成18年度事業として（仮称）大曲南外学校給食センター建設事業を予定しており、この分の事業費は平成17年度が1億4,072万1千円、平成18年度が1億3,780万5千円で、2カ年の合計では1億2,852万6千円あります。

次に繰越明許費については、平成16年度から平成17年度に繰り越したものとして、一般会計では旧中仙町分の西保育園建築事業費など9事業で4億4,610万5千円、特別会計では土地区画整理事業1,762万8千円、流域下水道事業負担金3,167万9千円あります。

また債務負担行為については、債務の確定していない損失補償に係る分を除いた平成17年度分以降の支出予定額は、一般会計では202件、4億3,735万2千円、特別会計を合わせた総合計では230件、5億8,929万4千円となっております。

次に今後の合併特例債の使い方についてであります。合併特例債は合併市町村で行うすべての事業が対象となるわけではなく、1つには、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るための公共的施設の整備。2つ目として、合併後の市町村の均衡ある発展に資する公共施設の整備。3つ目として、合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業など、一定の要件を満たす事業に限定されます。こうした要件を満たす事業としては、平成17年度では、仮称ではありますが（仮称）大曲南外学校給食センター建設事業、大曲駅前第2地区土地区画整理事業など

5事業で総額8億1,200万円を予定しております。

来年度以降についての考え方については、合併特例債は一般の起債と比べ交付税措置上有利であり、有効に活用していきたいとは考えておりますが、一方では、交付税の交付総額は年々減少しているという面もあり、多額の発行は後年度に多額の負担を強いるものであります。今後、新市の具体的な総合的な発展計画の策定を急ぐとともに、中長期的な建設計画の中で事業の取捨選択、事業費の調整を含めて、合併特例債の活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、合併特例債、債務負担行為を含めた市債の今後の見通しについてであります。普通会計ベースでは今後本年度と同額程度の毎年85億円の起債を発行した場合は、その償還額は平成17年度約67億500万円に対し、平成20年度で70億円を超え、平成23年度には80億円を超えるシミュレーションとなっております。これに債務負担行為の償還費が毎年4億から5億円程度加わる見込みであり、相当の財政負担が見込まれます。したがって、総合計画の策定にあたっては綿密な財政シミュレーションのもとに、後年度負担については細心の注意を図りながら検討してまいりたいと思います。

最後に、「住民の安全、健康、福祉」を保持するということについてであります。過大な事業実施による公債費負担により、福祉施策等切り捨てなどの住民サービスの低下を招くようなことは決してあってはならないことと考えます。一方、建設事業の実施は、新たな住民サービスを提供するための施策であるわけですから、建設事業の実施も住民福祉の向上のためには重要なことであると考えております。したがって、今後はソフト面、ハード面のバランスを取りながら、重要性、緊急性面も十分検討し、最大限の行政サービスの提供に努めたいと思っております。そのためには、財政の健全性が前提となるわけであり、厳しい財政状況の中ではありますが、国・県の動向を見極めながら、その健全性の確保には十分留意をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 83番、再質問ございませんか。はい、今野議員。

○83番（今野 智君） 再質問を行います。

まず第1点目は、新地方行革指針の関連で指定管理者制度を活用して民間委託ということについて、何でもかんでも民間委託ということには私は大変懸念を感じるわけです。どうしてかといいますと、例えば旧協和町にある大盛館内にある松田解子文学記念室ね、これも一律に効率優先にやられてしまうと、貴重な文書その他ね民間でどういうふうに

取り扱われるか、非常にこれは心配するところであります。この点について、まず第1点です。

それから第2点目は、小学校6年生までの医療費無料についてであります。私は栗林市長の答弁ももっといいかなと思ったら、ちょっと期待外れでした。それは選挙公約を私ね、あなたの選挙公約何点か述べたけれども、これはね市長は選挙公約を住民に訴えて、それで当選したんでしょう。だからもうちょっと自信を持って選挙公約を実行していくと、そういう市長としてのね、いい意味での判断が必要じゃないかなと思うわけがあります。これちょっと私は物足りないなと思うわけ。この点については、今後もやりたいと思いますけれども。

それから第3点目は、市債の問題ですが、総務部長があれこれ述べましたけれども、私は本当はこれも市長から答弁がほしかったわけです。市長として今の市債全般の現在高のことについてどう考えるかということ。それから、今後どういう市のもっていき方で、どういう、どの程度の市債で抑えていくかと、基本的なことね答弁してほしかったわけですよ。総務部長の答弁をあれこれかいつまんで書いてみたんですけれども、結局あれでしょう、総額、地方市債が1,034億といいますから債務負担から繰越明許さまざま足しますと大体1,100億でしょう、今のところね。これを確認します。大体1,100億ですね。こういう大事な問題は、やっぱり市長が答弁すべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にお答えいたします。

新地方行革の問題でありますけれども、私自身も何でもかんでも民間委託ではいいという考え方ではございません。ただ、民間委託しても十分やれるもの、むしろそれの方がいいものというものもこの中にはあるのではないかというふうな考え方は取っております。さまざまな事業の中身を検討していただきながら、民間でやった方がいいもの、あるいは行政が直接やった方がいいもの、こういう判断をつけながら指定管理者制度、当然生かしていかなきゃならないと思っていますので、そういう考え方で臨みたいと思います。

それから2点目の子供の医療費の問題ですが、もう少し私もはっきり申し上げればよかったですけれども、全体とすれば私は子育て支援、そういう全体の問題の中でこの医療費の問題というものを捉えるべきだという考え方であります。ただ、まだ大仙市全

体として、この子育て支援を全体としてのパッケージを何とかまとめ上げようという作業でまとめきれれておりません。そういう中で少し曖昧な表現になっておりますけれども、今の高齢化はもう当然ですけれども、少子の時代というのは、今日の新聞にも出ておりますけれども国もいよいよ本格的にさまざまな手立てを講じなきゃならないと、こういう方向も出てきているようでありますので、今、今野議員おっしゃったように我々がスタートさせる子供たちの医療費無料の制度、これは全県でもトップでありますし、あるいは秋田県でなかなか全国に誇れるものがないということでもありますけれども、例えばこういう子育てが1番環境の面である意味では大仙市が全国のリーダー役を果たす、そういう可能性もあるかも知れません。そういう意味で、財政の問題も含めて制度をやる以上は存続させなきゃならないと思います。政策の継続性というのは当然必要だと思いますので、そういう意味で子育て支援全体の中でこの医療費の問題も位置づけていきたいというふうに考えております。

それから市債を含めた問題につきましては、これは十分、総務部長と私とずっとやり取りしながら相当具体的な数字も入っておりますので、あえて総務部長から答弁させましたけれども、これ部長答弁というよりも私の答弁と考えていただいて結構であります。そういう考え方で財政という問題を捉えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 再質問ございませんか。はい、今野議員。

○83番（今野 智君） もうちょっと時間がありそうなので、もう一言ね。

再質問の答弁は子育て関係で若干前進したような感じがするわけですね、さっきの答弁よりも。一言言いますけれども、市の総合計画を立てる際に1番の基本は何でしょうか。人口でしょう。人口動態が基礎となって計画を立てるでしょう。その基本的な基礎となる基本的なことについてね、ちゃんとしなければならない。性格のいい制度は守っていくと。その上に立って、ほかの制度もつくっていくというようなことを言ってもらえればよかったなど。

最初の定例会だからなかなか市長もね踏み込んで出ないと思うんですけども、やっぱり選挙公約ですからね、もうちょっと踏み込んで出ませんか、答弁。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長、もうちょっと踏み込んで答弁してください。

○市長（栗林次美君） 確かに総合計画をつくる場合、いくつか基礎的なしっかり抑えておかなければならないものの1つに、今野議員言われるように人口の問題というのが1

つあると思います。あるいは経済の問題であるとか、さまざまな要素、それぞれの分野から取り出しながらかまらず考えていかなきゃならない、こういうふうに思っております。そういう意味で、人口問題というのは非常に大事な問題でありますので、そういうものを十分念頭に置きながら総合計画に臨みたいとこういうふうに思っております。

それでよろしいでしょうか。

それともう1度言いますけれども、確かに政治家ですから選挙で公約、できるだけ絞り込んで私は8つの公約ということにしております。そういう意味では、どれも大仙市にとって優劣つけがたいものだという形で公約をまとめております。その中でも実際にスタートを早く切らなきゃならないもの、もう少し遅らせなきゃならないもの、そういう考え方でいかないと、限られた財源の有効的な活用ということになりますと8つのものをすべて同時に同じ時期に実現するということは私は不可能だと思っております。そういう意味で、その中の1つの子育ての問題につきましては、これは大仙市の問題だけではなくて、ある意味では日本国家の問題、そのぐらいの位置づけでやっぱり考えていかなきゃならない、こういうふうに思っております。

○議長（加藤 勲君） これにて83番今野 智君の質問を終わります。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時からです。

午前 11時40分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。111番信田勇一君。

○111番（信田勇一君） 【登壇】 真木ダム建設中止と大仙市の水道計画について、和賀山塊保全地域の拡大の2項目について質問させていただきます。

まず真木ダム建設中止と大仙市の水道事業計画についてお尋ねをいたします。

生活環境の整備構想のもとに公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽事業を進めた結果、生活用水の需用は年々増大し、安定した生活用水の確保は行政の主要な課題となっております。したがって、大仙市の建設計画でも取り上げております。

大仙市の上水道、簡易水道の普及率を見ますと65.2%で、秋田県全体の87.8%に比較しますと22.6%も下回っております。また、全国平均が96.9%でありますから全国平均より31.7%も下回っております、低い位置にあります。低いと

ころを地区別に見ますと、太田 8 %、南外 16.7 %、中仙 21.7 %で、太田・中仙の普及率が低いのは真木ダムを前提に水源を求めようとした結果であると思います。真木ダムは昭和 50 年、県の県単事業として予備調査を行い、53 年に太田、仙北、千畑、中仙の 4 町で真木ダム建設促進協議会を設立して建設促進運動を行ってまいりました。その結果、56 年に国の実施計画調査ダムとして採択され、平成 8 年には協議会に大曲市も加わって、これまで 16 億という莫大な調査費をかけ調査してまいりましたが、国、地方の財政面から公共事業の抑制、また全国的にダム建設反対運動が広がる状況のもとで、寺田知事は真木ダム建設中止を決断されました。

市長は 9 日の所信表明の中で真木ダムに触れ、「真木ダムに代わる治水対策、上水道水源確保など調査検討するプロジェクトチームを設置したいという県の申し入れに対し、これを受け入れて、市民が安心していただける代替案を検討してまいりたい」と申されましたが、公共下水、集落排水、合併処理浄化槽などの生活環境整備の普及と相まって、大仙市の上水道、簡易水道による生活用水の安定した確保、緊急で主要な課題であります。見直しの検討、計画の策定期間、手順などの見通しについてお尋ねをいたします。

また、仮に真木ダムに着工したとしても、平成 35 年以降と言われるダムを前提に大仙市の上水道計画した理由と経緯についてもお尋ねをいたします。

県はダムに代わる上水道の水源確保に向け、玉川と桧内川の合流点付近から取水に関する調査、地下水の水質、水量の調整、また洪水調整対策としては齊内川の下流 3.2 キロを対象にダムと同程度の治水安全道確保するために必要な河川改修工事の規模を調査する調査費を 6 月の定例県議会に出されますが、これについての市長の所見をお伺いいたしたいと思います。

工業用水の用途転換については、大王製紙が進出を断念したことから県会でも論議されました。南秋田郡選出の県議が、南秋田郡の上水道計画への支援策として玉川ダム余剰水利用の可能性について質したのに対し、寺田知事は「用途転換も選択技の 1 つで、大曲仙北地方の場合は上水道や農業用水への転換も可能だ」と申されておりましたが、第 2 工業用水転換に対する市長の考えをお尋ねいたしたいと思います。

次に和賀山塊保全地域の拡大についてお尋ねをいたします。

国内有数の原生的自然環境を残す秋田岩手県境の和賀山塊の保全について、環境庁が指定している和賀岳自然環境保全地域を秋田側の主要部にも拡張するなどの保全策を求める要望書を県の自然保護団体が県と東北森林管理局に提出した経緯があります。奥羽

山脈中央部の和賀山塊は白神山地にも匹敵する原生的自然を残しているにもかかわらず、中核となる旭岳付近では国の保護地域に指定されておらず、和賀岳では登山者による過剰利用で土壌の浸食が進んでいると言われております。保全の核となる地域には、県立自然公園に指定されております大仙市の真木溪谷や田沢湖・角館町の抱返り溪谷などがあります。要望書では、中核地域は自然遺産として保全するために歩道や山小屋の新設を求めており、これに対し東北森林管理局では、和賀山塊の多くは既に森林を伐採しない地域となっており、林野庁が動物の移動や繁殖を可能とする緑の回廊の設定方針をまとめておるので、具体的保全策はその後に検討すると申されておりましたが、現在はどうなっておるのか。また、自然を愛し、自然を大事にする市長の感想もお尋ねいたしたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 111番信田勇一君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 信田議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、真木ダム建設中止と大仙市の水道計画についてであります。

初めに、水道の普及率を申し上げますと、平成15年度末の上水道の普及率が84.3%、7総合支所の簡易水道の平均普及率が52.0%となっており、そのうち真木ダム関連統合簡易水道推進協議会を構成している旧太田町、旧中仙町、旧仙北町の簡易水道の普及率は27.8%となっております。このうち旧中仙町では、豊岡入角地区において斉藤川の表流水を水源とする簡易水道整備事業として今年度から事業着手しております。他地区につきましては、地下水を水源とする自家用井戸と小規模水道及び簡易水道で運営されておりますが、施設も老朽化が進んでいることから、水量と水質に不安を抱えている現状にあります。

また、市内全域を見ますと、その他の地域においてもまだまだ生活用水に不安を抱え、早期改善を望む地域がありますので、水道事業計画の策定にあたっては、新たな水源の確保とともに現有の上水道の給水区域の拡張にあわせ、集落単位の簡易水道の統合なども含め検討し、できるだけ早期に安全で安定した水道水の供給に努めてまいりたいと存じます。

次に、ダムを前提とした上水道計画の策定の理由と経過ということですが、旧大曲市では将来にわたる水源の安定性を向上させるため、既存の地下水源とともに真木ダム参画により水利権を画することにより、平常時はもとより渇水時、地震時等の異常時においても対処できるよう水源の多系統化、複数化を図る目的から平成8年に真木ダ

ム水道利水対策協議会と真木ダム建設促進協議会に加入しております。

その後、平成13年の建設推進協議会例会において、県より平成16年度に真木ダム建設事業に着手するとの説明がありましたので、上水道事業の変更手続き申請も必要になることから、平成15年に大曲市上水道整備事業基本計画書を策定して現在に至っております。

知事は去る6月8日の記者会見において、真木ダム建設中止に伴い、ダムに代わる上水道の水源の確保と斉内川の洪水調節対策に関する調査費を6月県議会補正予算に盛り込む方針を示しておりますので、今後、県と市で構成される「真木ダム代替案検討プロジェクト」において、治水対策として斉内川の河川改修、上水道の水源確保、農業用水などの既存水の維持流量の確保について、県とともに市民に理解が得られるような代替案を鋭意調査・検討してまいりたいと考えております。

次に工業用水の用途転換に対する考え方につきましては、知事は平成16年9月定例県議会において、「玉川ダムの附属施設として、平成元年に酸性水中和施設が完成して以来、継続して水質調査などの酸性対策に取り組んできており、玉川の河川水については雄物川の本流とほぼ同様の水質であり、農業用水の利用はもとより、水道水の水源として利用する場合においても問題はない」と答弁しておりますし、本年3月12日に旧大曲市と旧太田町において、県による真木ダム建設中止についての地元説明会が開催され、知事が直接説明をしております。

このような経緯も踏まえ、大仙市の水道事業計画策定にあたっては、地下水と併せて秋田第2工業用水について、県より代替案として提案があった場合は、先に示した「真木ダム代替案検討プロジェクト」において、経営的に成り立つような安価な負担金の設定や水道施設に対する県の負担、また、安定した水源確保という意味も含め検討していくことが必要と考えております。

質問の第2点は、和賀山塊地域保全についてであります。

いわゆる和賀山塊は、ご案内のとおり秋田県と岩手県の県境稜線をエリアとして、北は田沢湖町の仙岩峠から南の大仙市太田地区の真木溪谷、東は岩手県沢内村の和賀川上流、西は田沢湖町の抱返り溪谷に広がる約3万ヘクタールの山岳地帯を形成し、ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれた自然環境が保存されている山岳地帯であります。このうち岩手県側のみ1,451ヘクタールが国の自然環境保全地域に指定されております。

秋田県側につきましては、約5,903ヘクタールが真木・真昼県立自然公園に指定され、さらに7,237ヘクタールが県の鳥獣保護地域に指定されております。

しかしながら、県立自然公園の指定から除かれている秋田県側の一部の田沢湖町・角館町地内については、県において平成12年度に指定地域拡大を国に陳情し、平成14年度に文献調査を実施しております。

この和賀山塊は、火山活動の影響を受けていない古い地層で形成され、複雑な地形や温度の高さ、厳しい気候条件などから高山性と南方系植物が豊富に混在し、県内で確認されている植物の半分以上が生息していて、植物層の特異さや多様さは白神山地に匹敵するほど貴重な動植物の宝庫となっております。

また、貴重な高山植物や野生動物の育成や生息、繁殖の場所として林野庁が指定した、保護林を森林で結んだ野生動植物の移動回路である「緑の回廊」は平成12年度から始まり、奥羽山脈緑の回廊として和賀岳と真昼岳が植物群落保護林に連結されております。平成16年度には設定予定地域の現況、自然環境、保護林の配置、回廊の設定等について検討し、委託による予備調査をしており、平成17年度に設定委員会で検討を経て設定することとしております。

市といたしましても、この和賀山塊の自然の価値を十分に認識し、今後も近隣町、県との連携を図りながら、和賀山塊の環境保全の地域拡大に向け国へ働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（加藤 勲君） 111番、再質問ございませんか。はい、111番。

○111番（信田勇一君） 真木ダムの建設が中止になった以上、水源の確保の面で玉川用水が浮上してくるものと思われれます。県と大仙市がプロジェクトチームをつくって検討の結果といえはそれまでですが、そうした場合、一部市民の中には「玉川の水は汚い」とか、あるいは極端な方は「毒水」だとかいう方もおります。しかし、玉川の岩瀬橋付近の調査結果によると、水質検査の結果、上水道の水源としては適当だというふうな判定をされております。そういうことについて、市長はどのような認識をお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

また、玉川用水に水源を求めた場合、太田の水源確保がいろいろ問題になってくると思いますが、そういった場合はどのようなお考えを持っておられるのか。検討の結果といえはそれまでですけれども、お考えがありましたらひとつお尋ねいたしたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 玉川の水の水質の問題でありますけれども、現在の科学的な調査結果によりますと、水道水として問題のないとこういう形で県から数字が示されております。しかし、いわゆるかつての毒水のイメージ、こういうものも払拭できないことも事実であろうと思います。

真木ダムの中止にからみまして、今、この代替案のプロジェクトの中で我々参加を決めましたのは、さまざまな水源の確保の対応の1つとして玉川も選択肢の1つという考え方でこのプロジェクトに入っていく、そういう考えであります。その中には、玉川の水もそうですし、あるいは地下水の問題につきましても同様でありまして、水源につきましても、大きい水源を1つ持つということは、ある意味では1番危険だと、水道事業としては危険だということではないかと思っております。水源はある程度何箇所かに持ちながらやるというのが水道事業の基本ではないかなという考え方を私は持っております。この代替案のプロジェクトチームに入りまして、大仙市としてどういう形で水源を求めていくのがベストなのか、そういうことを県と話し合いながら、場合によっては1つの水源で全部をやるという考え方ではありませんので、それぞれの地区に合った水源、経営の効率も考えなきゃなりませんけれども、そういう中で水道水の水源というものを考えていきたいとこういうふうに思っております。

○議長（加藤 勲君） 111番、再々質問。はい、111番。

○111番（信田勇一君） もう1点質問させていただきます。

工業用水の水利権に対する考え方があれば、ひとつお聞きしたいと思っております。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 県が言っている工業用水の水利権の転用の問題だと思いますけれども、水源として絶対大丈夫な水源という考え方に立てば、玉川の水に一定の権利をつけておくということは今しかできませんので非常に大事なことだと考えております。ただ、それがすべてではないということ、そういう考え方で私はおります。

○111番（信田勇一君） 終わります。

○議長（加藤 勲君） これにて111番信田勇一君の質問を終わります。

次に43番伊藤晴通君。はい、伊藤議員。

○43番（伊藤晴通君） 質問の機会をいただきましたことに対して感謝申し上げます。

質問の項目が多いため、本日は要旨のみ述べさせていただきます。

まず初めに教育についてであります、昨今、子供の教育を取り巻く環境は大きく変化しております。その中で、未来の日本を担う若者を育成する責任は我々皆にかかっていると思います。今回の質問は、現在の市の教育行政を批判するものではなく、今後の建設的な意見交換の叩き台とご理解いただければ幸いです。時間がかかろうとも、十分に検討していただきたいと思います。

まず第1に特別支援教育についてであります、これまで各市町村に設置されていた就学指導委員会は全市で1つに統合されました。今後はどのように市内の特別支援教育に助言していくのか、そのシステムについてお聞かせ願いたいと存じます。

例規集には、30人以内の医師、教育者等の委員会を設置とありますが、かなり専門的になると思いますので、この点について説明願いたいと思います。

また、大仙市で一括審議されることから、これまでのように地域に密接した委員会と家族との結びつきが弱まり、事務的に進路が振り分けられる事例も発生しないかとの危惧も生じます。そのようなことがないように、専門部署に専任の特別支援教育コーディネーターを設置し、親の気持ちと専門家の意見との調整ができますようご配慮いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

通告書には、少し私の書き方も悪かったようで、1番、2番と分かれておりますけれども、2番の障害を持つ児童、括弧内のことは最近の新しい概念でありまして非常に難しいんではありますが、コーディネーターはこれに限ることなく一般に特別支援教育に関してのコーディネーターとご理解いただければ幸いです。

次にメディアリテラシー教育についてであります。

近年の児童生徒の周囲には情報があふれ、さまざまな弊害が生まれています。過剰で種々雑多な情報の中から正しい情報の捉え方を小学校の時から学ぶことは、将来生きていく上での大切な技術であります。メディアリテラシー教育ということに対して、市の教育はどのように考えてらっしゃるか伺いたいと思います。

また、リテラシーとは自己判断の意味でもあります。生きていく上での情報収集と、それに基づく自己決定能力を磨くことは、教育の重大な役割です。メディアのみならず他の分野、すなわち例えば医療などにおいても自分の病気を理解し、医師の言葉を、説明を鵜のみにすることなく自分から進んで情報を収集し、治療にあたることは、これからの生きていく上での大事な教育であると思います。

次に学童保育についてであります。

いわゆる放課後児童クラブ、これは地域自立支援計画にもありますけれども、地区ごとに事情があり、また必ずしも十分なものとは言えないように思われます。これは十分な経験を持ち、行政から専門の地位を与えられた中心人物が不在であることが、その一因のように思われます。今後、これらの活動を統括してよりよい学童保育をご考慮いただきたいのですが、いかがでしょうか。児童館等々との連携も必要ではないかと考えております。

次に通学路の整備と児童の安全についてであります。

歩道の設置のない危険な通学路が各地区に数多く残され、さらに冬期には視界の不良、積雪による道路の埋没など一層危険な状況です。合併に伴い共通のルールのもとに児童生徒の通学時の安全を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。都市部では登下校時の通学路の自動車排除は常識となっていますし、子供の安全を第一に考えた都市計画も必要と考えます。

また、交通事情のみならず、昨今の児童をターゲットにした凶悪犯罪から児童を守る対策についてもどのようにお考えか伺いたいと存じます。

教育の最後の点ですが、子供の心の育ちについての見解を伺いたいと思います。

近年、子供の心の問題がクローズアップされております。子供が健全に育つには、親をはじめとする周囲の大人の個々の子供への主体的な関わり及び子供同士の遊びの中からコミュニケーション能力を育てることが不可欠であります。これについて、今後の学校の果たすべき役割をいかにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

次にスポーツ少年団に関連してであります。

現在、主に小学生のスポーツは学校が管理する、いわゆる部活動からスポーツ少年団の管理に移っています。これにより、開始が6時半以降、帰宅は9時以降となることもめずらしくはありません。現在、市内のスポーツ振興事業においてソフト面の遅れはいなめません。コーチングの内容向上など専門の機関設立が望まれますが、いかがでしょうか。

次に組合病院の移転についてであります。

組合病院の移転改築が問題となっています。地域住民の福利厚生を考えれば、最重要点は場所の問題よりも内容の充実であると思います。特に、小児医療の問題は喫緊の課題であると考えています。大仙及び周辺地区の広域の小児2次救急をわずか2人の小児科医で賄うことは大変に危険なことでもあり、市からの人員援助も考えるべきではない

かと思いますが、お考えを伺いたいと存じます。

医療に関連しまして、身障者の生活を考えたまちづくりについてお伺いたします。

車いすを利用される方がなるべく気持ちよく市内を移動できるような、バリアフリーやノーマライゼーションの考えを取り入れたまちづくりを目指していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に農業に関してですが、ブランド作物についてお伺いしたいと思います。

既に全国にはブランド米だけでも100以上あると言われ、米どころ秋田と産地をうたうのみでは不十分だと思います。また、転作作物も二番煎じのものが多いのではないかと感じております。地域に適した特産品についてどのようにお考えか、伺いたいと思います。

また、コスト削減を全面に押し出した農業では、米国や中国に太刀打ちできません。むしろ手をかけ、若者の手が必要な農業に回帰すべきだと思いますが、お考えをお聞きしたいと存じます。

次にインフラ整備の優先順位の基準について申し上げたいと思います。

市の均衡ある発展には今後もインフラ整備が重要ですが、あくまで公正さが肝心だと思っております。今後は大多数の市民が納得できるような建設計画を立てていただきたいと思います。そのためには客観的な基準づくりが必要と思われませんが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 43番伊藤晴通君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 伊藤議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点、教育に関する質問のうち、1点目の特別支援教育、2点目のメディアリテラシー教育及び5点目の子供の心の育ちに関する質問につきましては教育長から、質問の第3点、放課後児童クラブに関する質問につきましては健康福祉部長から、質問の4点目、通学路の整備と児童の安全に関する質問につきましては教育次長から答弁させていただきます。また、質問の第2点、スポーツ少年団に関する質問につきましては教育次長から答弁させていただきます。

質問の第3点は、組合病院の機能充実についてであります。

ご質問の小児2次救急医療につきましては、本県の小児科医師の半数以上が秋田周辺医療圏に偏在し、他の医療圏と同様、大曲仙北地域におきましても休日・夜間の救急医

療提供の小児科医が不足しており、このため2次救急医療機関への軽症患者が集中している状況があります。

県では小児救急医療協議会が昨年結成され、本県の小児救急医療体制について協議が進められており、大仙市周辺では大曲仙北医師会の小児科医師が県内の他の圏域に先駆け、組合病院の1室で地元医師数名での自発的な小児救急医療の取り組みとして、8月から診療ができるよう検討中のようにあります。

大仙市周辺小児2次医療の人員援助につきましては、秋田県、医師会など関係機関と協議してまいりたいと考えております。

質問の第4点は、障害者の生活を考えたまちづくりについてであります。

我が国の現状を見ますと、社会のバリアフリー化はまだ不十分で、まだ十分なレベルに達しているとは言いがたく、急速な高齢化社会の進展などに対応していくためには、より一層の推進に努めていかなければならないものと考えております。

現在、国では社会のバリアフリー化の推進に向け、誰でもが社会の担い手として役割を持つ国づくりを目指した「バリアフリー化推進要綱」を策定し、官民一体となって推進に取り組むこととしております。

私は、先の所信表明の中で、安心できる健康長寿社会の実現に向け、高齢者も障害者も可能な限り自立した生活ができるよう社会参加を支援してまいりますと申し上げました。こうした社会参加を支援する上でバリアフリー化の推進は必要不可欠であると考えており、各公共施設につきましてはスロープや視覚障害者誘導用ブロックの整備、自動ドアや多機能トイレの設置、歩道の整備や段差解消等、できるところから順次バリアフリー化を進めてまいりたいと存じます。

同時に、ノーマライゼーションの理念の普及やユニバーサルデザインへの取り組みとあわせ各種啓蒙普及を図り、市民一人一人がバリアフリー化の理念や必要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場から積極的に協力していただけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

質問の第5点、ブランド作物に関する質問につきましては農林商工部長から、質問の第6点、インフラ整備の優先順位の基準に関する質問に関しては総務部長から答弁させていただきます。

○議長（加藤 勲君） 次に笹元教育長。

○教育長（笹元嘉辰君） 【登壇】 教育関係のご質問のうち特別支援教育についてでござ

いますが、新市就学指導委員会の組織と機能につきましては地域バランスを考慮し、知識経験者、教育関係職員、医師等30名以内で組織いたします。この会議開催前に教育委員会分室機能を生かし、当該児童にかかわる詳しい情報を収集いたします。また、会議には児童生徒の保育・指導に直接かかわっている保育士や教員にもオブザーバーとして出席していただき、適切な就学判断に資したいと考えております。その後、集約された意見をもとに教育委員会職員が保護者と面接をし、最終的には保護者の意思が再優先され、就学先、教育環境、教育内容が決定されます。

次に、専任コーディネーターの配置につきましては、現在、県では障害を有する児童生徒が在籍する学校に特別支援教育コーディネーターを配置するための養成研修会を開催しております。コーディネーターは当該校の教頭等が兼務し、校内指導体制や外部専門教育機関との連携による指導プログラムの作成にあたります。

また、本市では普通学級に在籍する障害を持った児童生徒の学習活動支援のため、支援員を10数名派遣しております。派遣された各校では、県立養護学校から特別支援教育専門監を招聘し、指導にかかわる具体的なアドバイスをいただきながら支援にあっております。まずもって、市の支援員を安定して確保すること、そして将来的には市としてのコーディネーターの設置も考えてまいりたいと思っております。

次にメディアリテラシー教育についてであります。

新聞、ラジオ、テレビからパソコン、携帯電話等へと子供を取り巻くメディア環境は大きく変化し、多様化してきております。このような状況の中で、子供たちとメディアを正しく向き合わせるにはメディアリテラシー、つまり「メディアを主体的に読み取る能力」、「メディアにアクセスして活用する能力」、「メディアを通じコミュニケーションを創造する能力」をしっかりと身につけさせる教育が必要であります。

このことを踏まえまして、学校におきましては技術・家庭科や総合的な学習の時間等において、単にメディアの活用の仕方にとどまらず、生徒自身が課題の解決に必要な情報を主体的に考え、分析・評価・吟味して、取捨選択する機会を設定し、その結果を評価し合うなどの学習活動を充実させていく必要があると考えております。

なお、子供たちには新しいメディア、高度なメディアとの接し方と同時に、読書活動も大切にさせたいと考えます。自分にとって必要な情報を読み取る力を育むこと、そして感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を読書によって培うことが高度な情報化社会の中でもよりよく生きる力につながるものとの認識

のもとに、メディアリテラシー教育とともに強化しなければならないものと考えております。

次に子供の心の育ちについてであります。コミュニケーション能力について学校の果たすべき役割につきましては、学校生活のあらゆる場面において教師・友人の話をよく聞き、相手を思いやり、そして自分の意見や感想などを相手にわかるように話すという人間交流の基盤を培うこと。こうした営みの中で、道徳の時間やさまざまな体験活動を取り入れながら感性や心を育むこととなります。

いずれにしましても、集団の中で生活したり学習したりすることが子供の成長にとって重要でありますから、できるだけ地域の中でも大人や違う学年の子供たちと接したり、体験したりする一体的活動を学校では推進していきます。

子供の心の育ちにつきましては、学校だけではなく家庭、そして地域こぞでの取り組みが大事だと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 次に久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 質問の第6点のインフラ整備の優先順位の基準についてお答えいたします。

インフラ整備にあたりましては、地域の特色と独自性を発揮しながらも、大仙市が一体感に発展できるよう地域のバランスや事業の緊急度等を勘案し、事業を実施してまいりたいと考えております。

そのため、大仙市のマスタープランとなる「総合計画」及び「実施計画」を中長期的な財政状況を勘案しながら早急に作成し、その作成過程で、事業の優先順位や事業の必要性等につきましてお示しいたしたいと存じます。

以上であります。

○議長（加藤 勲君） 次に根本健康福祉部長。

○健康福祉部長（根本正進君）【登壇】 質問の第3点につきましては、学童保育についてでございます。

初めに学童保育につきましては、実施主体によりまして学童クラブ、児童クラブなどさまざまな名称で行ってございます。大仙市では国で定める放課後児童健全育成事業により放課後児童クラブとして、児童に適切な遊びや生活の場を提供することを目的に太田、南外地区を除きます市内の13カ所で実施してございます。そのうちの11のクラ

ブは直営で、残りの2つのクラブは社会福祉法人とボランティア団体に業務を委託しまして、事業の充実に努めてございます。今後とも委託先と十分話し合いながら運営してまいりたいと思います。

次に職員の配置につきましては、保護者の要望に十分対応していくために、議員のおっしゃいますように専門的な職員の配置や児童館等の連携も考慮に入れながら運営の内容の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（加藤 勲君） 次に金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 【登壇】 質問の第5点は、ブランド作物についてであります。

初めに地域に適した特産品開発につきましては、大仙市水田農業ビジョンにおいて地域特産作物の産地づくりを推進することとし、5品目の統一重点作物のほかに26品目の作物を振興作物としております。特に、大曲地区のモロヘイヤ、協和地区のミヨーガ、仙北地区のハトムギ・アマランサス、太田地区のトンブリ等については地域の重点作物として定着しており、今後有機栽培や低農薬栽培を導入し、安心・安全で消費者ニーズに対応した品質向上と産地化の確立を推進してまいります。

次にコスト削減の農業よりも本来の味を求める農業につきましては、消費者・市場ニーズを重視した考え方に立ち、消費者・市場ニーズを的確に把握し、高品質・良食味作物等の生産拡大を図ることを「大仙市水田農業ビジョン」において定めており、今後とも生産者及び農業団体ともに推進してまいりたいと考えております。

次に、若者が将来性を見出せるような支援につきましては、本市農業は農業従事者の減少、高齢化によって生産体制が弱体化しつつありますために、新規就農者の確保が急務であります。このため新規就農者の確保・育成のため、県単事業でありますフロンティア農業研修や大仙市農業振興情報センター、農業技術研修生制度等を活用いたしまして、後継者育成の確保に努めてまいります。

また、新規就農者のための初期投資を軽減し、複合経営、特に畑作、施設園芸の取り組みを支援するため、「あなたと地域の農業夢プラン」応援事業である営農に必要な農業機械、あるいは施設等の整備に対しまして嵩上げ助成をするとともに、市単独事業であります大仙市園芸産地拡大事業においても若手後継者への支援体制を充実させるべく予算計上いたしたところであり、今後とも農家個々の資質の向上を図るなどして農業高齢者の確保・育成に努めてまいります。

○議長（加藤 勲君） 次に相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君）【登壇】 教育についての4番目の通学路の整備と児童の安全について申し上げます。

市内ほとんどの小中学校で通学路を指定しておりますが、その内容につきましては、具体的に道路を指定している学校もあれば、また一方では、できるだけ歩道の設置された道路を通学するようというなど、学校の設置されております地域や道路の実情によって異なっている状況でございます。

まずは、通学路に指定されている交通量の多い学校周辺の歩道未整備地域について、交付金事業などによる道路改良も含めまして計画的な歩道整備について検討してまいりたいと考えております。また、冬期の問題でございますけれども、冬期間につきましては通学路の優先的徐排雪に努め、児童生徒の交通安全と保護者の皆様が安心してできる環境づくりに努力してまいりたいというふうに考えております。

次に登下校時に児童生徒を凶悪犯罪から守る対策につきましてでございますけれども、児童生徒に対する繰り返し教育指導を行っておりますが、そのほかに市内小学校1・2年生には大仙市地区遊技業組合から寄贈いただきました防犯ベルを携帯しております。

また市内各地域で、最近、児童生徒の登下校時の安全を見守るためのボランティア団体が組織され、活動が始まっております。大変ありがたいことでありまして、市といたしましても、こうした活動がより広範囲に広まっていきますように、そういう考えでご支援を申し上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 次に毛利教育次長。

○教育次長（毛利博信君）【登壇】 質問の第2点は、スポーツ少年団についてであります。

本市スポーツ少年団の練習の実情を見ますと、室内での活動は年間を通し午後6時から9時までの活動が多く、健康管理上、あるいは家族との団欒の時間が少なくなるなど好ましい状況ではございません。しかしながら現状といたしましては、放課後直ちに練習に参加できる指導者が非常に少なく、いた仕方なく夜の練習にならざるを得ない状況であることは議員ご案内のとおりであります。

今後、放課後直ちに指導のできる指導者を少しでも多く確保し、各スポーツ少年団に

対して支援できるような、仮称ではありますがスポーツ少年団指導者人材バンクなどの設置について大曲仙北スポーツ少年団連絡協議会と検討してまいりたいと考えております。

また児童の健康につきましては、練習の疲れをその日のうちに回復できるよう、実質活動を週4日、1日2時間以内、活動時間は午後9時までとしております。加えて、一昨年からでありますが大曲医師会からのご好意によりまして、旧大曲市教育委員会と大曲市スポーツ少年団本部が共催で「スポーツ少年団指導者のためのスポーツ理科学講習会」を開催いたしまして大変好評を得ておりますので、この講習会につきましてもぜひ全市に広げたいものと考えております。

今後もスポーツ少年団の望ましい活動のあり方について、この後、発足予定の大仙市スポーツ少年団本部、あるいは大曲仙北医師会、教育委員会ほか関係各位と連携をしながら支援をしてまいり所存でございます。

○議長（加藤 勲君） 43番、再質問ありませんか。はい、43番。

○43番（伊藤晴通君） ありがとうございます。

1つブランド作物についてなんですけれども、ちょっと予定外で申しわけないんですが、実は外国産の、もともと外国産のもの、作物を気候が合っているということでこちらの方で育てるということに関しては少し危惧を抱いております、作物そのものが輸入され、ただ気候に合っているからというので増やされるんですけれども、その周辺にあるもの、例えば文化に根ざした使用方法等はあまり入ってこないわけなんですね。例えばモロヘイヤですれば、アラビアの方では、エジプトの方ではスープに入れて食べるわけなんですけれども、ある程度の年齢の子供に食べさせないとか、そういうこともあるはずなんです。そういったことを全く検討もしないまま入れてしまうということは非常に怖いことでもあると思いますので、そういったことを検討されているのかどうかということを1つお伺いしたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 金部長から答弁させていただきます。

○議長（加藤 勲君） 金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 大変難しい質問の内容ですけれども、先生おっしゃるとおり確かにそういう面もございます。今、JAさんで魁新聞等でも掲載されましたけれども「すずさやか」大豆なんですけれども、これも実は宮城県の方でもやっております。

こちらの方の調査についても外国産ということで、青森県の業者と、それから宮城県の業者、何か今1,000町歩ほどやっておるようです。今、先生が言うように本当に日本の気候に合って栽培に適しているのか。ただ、味さえよければという捉え方で果たして将来的に市場評価を得られるのかと、そういった問題点もあります。ブランドと一言で言っていますけれども、これは一朝一夕には完成できませんので、そういった市場のシェア、そういった量産もありますので、そういったものを含めて私どもは今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（加藤 勲君） 43番、再々質問ありますか。はい、43番。

○43番（伊藤晴通君） いろいろ質問させていただきましたけれども、今後とも弱者の視点に立って市の運営をしていただきますことを行政の皆さんにお願いしたいと思えます。

また、栗林市長におかれましても各支所に自ら足を運んでくださって、住民との直接対話をなさるなど合併による市民の不安を解消すべくご努力なさっているようです。今後とも声なき声を大事にされますよう期待を込めて終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） これにて43番伊藤晴通君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。午後2時20分に再開いたします。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。42番大野忠夫君。

○42番（大野忠夫君） 【登壇】 42番大野です。

私の方からは2点にわたって質問したいと思います。

栗林市長については、このたびの選挙で当選されまして大変おめでとうございます。今後4年間、大仙市の舵取りをするわけでありまして、基本となるのはやはり合併協定書にあると思います。大仙市誕生までは14年11月の第1回大曲仙北任意合併協議会から始まり、5回の協議、15年4月法定協議会以降、臨時を含め28回の協議を積み重ね、新市名、新市建設計画承認、合併協定書調印式、8市町村各議会での地方自治法第7条・8条・91条にかかわる合併議案を可決、県議会可決、知事決定、総務大臣告示、そして3月22日大仙市誕生まで、栗林市長は合併協議会の会長としてまと

め上げた責任者であります。また、市長も選挙公約の中で合併協議を尊重し、新市建設計画の具体的な実行を掲げています。特に、協定項目56、新市建設計画は、旧市町村それぞれが首長を中心に住民との対話を通じてまとめ上げた10年間の計画であります。市町村長会議、合併協議会、県議会、知事、総務大臣も確認をした大仙市民との約束事でもあります。しかし、5月30日、神岡地区予算説明会では、当日、資料配布の説明であり理解不足もあったわけでありますけれども、3月28日暫定予算で議決された事項について早くも見直しを示唆するなど、合併協定書の具現化に疑問を感じますので、次のことについて伺いたいと思います。

1点目であります。新市建設計画の具体的な実施計画について、どのように進めようとしているのか伺いたいと思います。特に合併特例債の活用範囲、採択済みのまちづくり交付金、予算額減額部分の細部について伺いたいというふうに思います。

2つ目であります。協定項目ナンバー16の中で、「地域振興を図る上で特に必要と認められるものは、当分の間現行のとおりとする」とは、どのようなものをイメージしているのか伺いたいと思います。

3つ目であります。この同じく協定ナンバー16の中でありますけれども、どこの地域でも特徴的なことであることですが、協定項目ナンバー16の文言で実情に配慮することの範囲を伺いたいと思います。

さらには、まちづくりと自治会活動の必要性をどう認識しているのか伺いたいというふうに思います。

2点目であります。最近マスコミを騒がせておりますJA全農あきたの不正取引についての見解を伺いたいと思います。

大仙市の基幹産業は農業といっても過言ではないと思います。市長も農業政策について、「大穀倉地帯であり、合併協でも水田農業ビジョンをまとめている」と言っているように、農家の方々が汗水流して良質な米の生産に努力している姿に敬意を表したいと思います。

しかし、マスコミ報道でご存じのように、生産農家の期待を裏切るようなJA全農あきたの行動は目に余るものがあります。大農業地帯の首長として、農業者所得確保と消費者の適正価格を守る立場からの見解を伺いたいと思います。

以上、登壇での質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） 42番大野忠夫君の質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 大野議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、合併協定書の遵守についてであります。

初めに平成17年度当初予算編成につきましては、所信表明の中でも申し上げましたとおり、合併協議会での協議、旧市町村長会議での合意事項を基本とし、予算化に努めたところであります。

しかしながら、「大仙市まちづくり計画」に記載されたすべての事業を実施するには多額の財源が必要であり、現在の財政上では極めて困難な状況にあります。自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない財政事情に加え、基金は16年度末でわずか34億円であり、反面、市債の残高が1,000億を超えるなど厳しい状況の中での予算編成でありました。

このような中で、緊急性があり財源措置の確実なものを精査しながら、できる限り予算化に努めたところであります。

また、採択済みの事業が削減されているとお尋ねであります。合併前の旧市町村のさまざまな事業が大仙市まちづくり計画には記載されております。これらの事業をすべて実施することは、先に申し上げましたとおり現在の大仙市の財政状況では困難であります。

「まちづくり交付金事業」につきましては、旧市町村がそれぞれの考えから計画し、事業採択を受けたものでありますが、大仙市としての事業の位置づけや全市的な視点から地域のバランス、さらには事業の年度間の平準化について精査する必要があることから、精査する時間をいただくため、当初予算では現時点で計上できる分について予算化したものであります。今後、事業内容が確定次第、補正予算、または後年度事業として対応してまいりたいと考えております。

次に合併特例債の対象となる範囲と優先順位についてであります。合併特例債の対象となる事業につきましては、1つ目として合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備。例えば、旧市町村間相互の道路整備や住民が集う運動公園等の整備などです。2つ目として、合併市町村の均衡ある発展に資するため行う公共施設の整備で、例えば旧市町村間の均衡を図りながら全市的な位置づけで整備する文化施設、体育施設等、新市のバランスの取れた発展を図ることを目的とした事業です。3つ目として、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するため行う公共的施設の統合整備です。これらの事業の実施にあたりましては、有利な財源で

あります合併特例債を優先的に活用してまいりたいと考えております。

しかしながら、事業実施にあたりましては限られた財源でありますので、その緊急性や財源につきまして精査しながら実施していかねばならないものと考えております。

次に合併協定書の表現と自治会活動についてのお尋ねですが、協定項目ナンバー16は補助金・交付金等の取扱いについてであります。

合併協議会におきまして補助金・交付金につきましては、「従来からの経緯や実情に配慮し、見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の3つの方針を基本に予算措置の段階で調整する」とし、「1つ目として、各市町村同一または同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。2つ目として、各市町村独自の補助金については新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。ただし、地域振興を図る上で特に必要と認められるものは、当分の間現行のとおりとする。3つ目として、他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする」としております。

このような観点から、補助金・交付金につきましては関係団体と協議を進め、他の補助金に統合できるものは統合するなど整理統合を進めてまいりました。

しかしながら、これまでの経緯等から事務調整や市町村長会議でも調整がつかず、時間をかけて調整していく必要があるものもあり、「地域振興を図る上で特に必要と認められるものは、当分の間現行どおりとする」との調整案により対応させていただいたものと認識しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、新市の一体性の観点から考えますと、これらの補助金・交付金につきましても、できるだけ早い時期に統一を図ってまいりたいと考えております。

次に自治会活動につきましては、地方分権時代の地域づくりにおいて「住民の行政参画」、「住民との協働」を推進していく上で最も重要な原点であると考えております。

旧市町村では、自治会活動の先進的な事例もたくさんございますので、これらが大仙市全体に広げてまいりたいと考えております。

そのため「自治会支援事業補助」制度の創設や「地域コミュニティ会議」の育成、さらには「個性豊かな地域づくり事業補助制度」などを創設したものであり、住民自らが率先してまちづくりができる体制を整えてまいりたいと考えております。

質問の第2点は、JA全農あきたの不正取引についての見解についてであります。

この件につきましては、全農秋田県本部による子会社パール秋田の粉飾決算のための

横流し及び補助金の不正支給、さらに15年産米のコメ価格センターにおける空売り買戻し及び補助金の不正受給などであり、生産者はもとより消費者や取引先に多大な損害を与えたものであり、刑事告発された悪質な事件であります。

これまで本事件を含め、さまざまな法令違反を繰り返しているという事実からして、本事件も特定の個人の問題や県本部・子会社の問題であると捉えるべきではなく、全農という組織全体の問題と捉えるべきものと思われまます。

農業協同組合は、組合員農家へのサービスを提供する組織であります。しかしながら、全農は農家から販売を委託された米という農家の財産を横流しして農家からの信頼を完全に裏切り、米架空取引疑惑では自己保身の意識で適正な米の価格形成を損なったように、農家のための組織であるという認識が欠如していたものと言わざるを得ないと思えます。

また、本事件については、生産者の信頼を裏切ったのみならず、全国の消費者の信用を失うことになり、さらにはあきたこまちのイメージを低下させ、17年産米の販売にも影響を及ぼのではないかと強く懸念されているところであります。

全農は、自ら真相究明と再生防止策の確立を一刻も早く行い、生産者への影響を最小限にとどめるとともに、自らの責任で生産者と消費者に対して十分な説明を行い、農家のための共同組織であるという原点に立ち返って信頼回復に全力で取り組んでもらいたいものと考えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 42番再質問ありませんか。42番。

○42番（大野忠夫君） 再質問させていただきます。

まず1つは、まちづくり交付金事業の中身についてでありますけれども、先ほど合併特別債の活用についてのあり方について3点ほど述べられておりますけれども、この3月の28日の暫定予算の中に明示されました、まちづくり交付金事業の予算であります。7億、これ神岡分でありますけれども7億計上されておったわけなんです。今般の17年度予算については半分の3億1,300万ぐらいしかその計上になっておらない。このまちづくり交付金事業そのものは、いろいろな要件がありまして、その要件を満たして初めて採択になるものと私どもは受け止めているわけでありまして、そういった経過を踏まえて採択になった、この事業であります。もちろん内容における要件もすべて含まれておるわけでありまして、見直しをするということは、その事業の要

件について削るということになるのかどうかということが1つであります。そうしますと、要件が満たされなくなりますと、交付金事業としての採択が不具合になるわけございまして、すべてが元に返すということになるのか、その辺についての見解も承りたいというふうに思います。

それから、この今般の7億から3億に減額された、その減額部分の細部、何々によって減額したというものがなければ納得でき得ないものでありまして、その辺の細部についても説明願えればありがたいというふうに思います。

次に自治会活動の関係であります。

合併協定書ナンバー16でありますけれども、先ほど市長の説明にもありましたとおり必要なものについては当分の間フォローしていくという中身になっています。しかし、合併協定書が交わされてもなおかつまだまだこの部分については決まっておらず不透明であったわけですが、やっとかここまで来て市としての補助金の基準、出し方について一定の整理されたものが先般配布になってきました。その内容を見ますと、当分の間と言われても困るような内容であります。一例を申し述べますと、1自治会の部分だけでありますけれども年間の補助金について16年度実績で見ますと、比較をいたしまして新市の計算基準によります補助金との差は20万ほどあります。各自治会が、1自治会が年間20万の減額になると、地域活動というのは全くストップするというところまで行かざるを得ない内容であります。したがって、先ほど当分の間とは3年ぐらいだという話もなされたと思います。しかしながら3年ではとてもとても激変緩和にもならないし、このあと新市のまちづくりと一緒に運動して活動していくためにも、もう少し先送りした内容でこの当分の間を実施してほしいなというふうに思いますけれども、見解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 暫時休憩します。

午後 2時42分 休 憩

.....  
午後 2時49分 再 開

○議長（加藤 勲君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

まちづくり交付金事業の関係につきましては、総務部長並びに建設部長から再度答弁させていただきます。

自治会関係、自治会支援関係の問題であります。自治会支援に対する支援につきましては、合併8市町村でそれぞれの対応が大きく異なっております。事務調整や市町村会議でも調整がつかず、当分の間現行どおりと調整させていただいております。しかしながら、自治会活動は1地域の問題ではなく広くその活動を支援していくべきものと考え、新たな制度であります自治会支援事業補助制度を創設したものであり、できるだけ早期に統一を図ることが新市の均衡を図る面からも必要と認識しております。

それで、この自治関係の支援事業につきましては、さまざまなメニューが盛り込まれております。単体からいきますと残念ながら従来の旧町村の段階からは下げざるを得ないというものもございました。全体の地域でバランスが取れるようにさまざまなメニューを用意しながら、その地域の自治活動が活発になるような、そういう形で制度を今年度予算の中で一定の整理をさせていただいて設けたつもりでおります。

○議長（加藤 勲君） 次に久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） まちづくり交付金の財源の関係でちょっと申し上げたいと思いますが、暫定予算と今回の当初予算との違い、暫定予算では7億が今回は3億600万というふうなことで事業費が削減されているというふうなことでございますが、暫定予算の際についてはそれぞれ各旧各市町村の考えに基づいて要求されたものをそのまま暫定予算として計上したところでございます。今回の17年度の予算については、合併したというふうなことで大仙市としての事業の位置づけとか、先ほど申しましたけれども全市的な視点、それから地域のバランス、それから事業の年度間調整などで精査する必要があるというふうなことから今回は精査する時間をいただくために当初予算と暫定予算の部分減額したわけでございますが、特に今回のこの神岡のまちづくりについては幼保一体事業とか中央公園とか道路整備事業、いろいろなものがからみ合っております。その中で、当初、旧神岡におきましては、この事業、まちづくり事業全体が合併特例債に該当する事業だというふうな形でもってきておりますけれども、今般、昨日の県のヒアリングの中で、このまちづくり事業はすべて、交付金事業はすべて合併特例債の該当にはなりませんよというふうなことでございます。1つについては、例えば道路整備事業についても地域と地域を結ぶ、例えばバイパスと結ぶ基幹道路であれば該当になりますけれども、ただ単に従来の市道と市道を結ぶ道路などについては合併特例債の対象に

はなりませんというふうなこともございますので、今般そういうふうな財源をどうするかということも踏まえ、また整備内容、グレードとかそういうものも地域的なバランスを図る上で、それを精査するために今回は部分的ではございますけれども今年実施できる事業部分だけまず計上させていただいたわけでございます。今後9月補正、あるいは来年度に繰り越すべき事業が出てくると思いますけれども、そういうふうな形での事業の見直しでございますのでひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 次に鎌田建設部長。

○建設部長（鎌田栄治君） 基本的には今の総務部長が申し上げたような観点での見直しを行っているわけでございますけれども、このまちづくり交付金事業の内容は先ほど議員もおっしゃいましたように基幹事業というものが含まれておりまして、この基幹事業をすべて見直しをして、例えば基幹事業として位置づけているものがなくなるというようなことがあれば、まちづくり交付金の交付金対象というもの自体が揺らぐことになるということになろうかと思えます。そういった観点から、現在、県ともいろいろそこら辺の調整をしているわけでございますので、できるだけやはり当時のまちでいろいろ検討されてきた事業でありますし、基幹的なものにつきましてはある程度考慮しながら今後の見直しについても考慮してまいりたいと存じますけれども、神岡地区だけでなく他の交付金事業をやっているまちにつきましても、全市的な観点からやはり財源という問題もございまして、できるだけ例えば提案事業とかいろいろこの中に含まれておりますけれども、そういうようなものについてスリムにできるものがあればスリムにするというような視点、そういったことも含めながら今後見直し作業を進めさせていただきたいというふうに思っているものでございます。その結果、今回は見直しの、特別見直しの重点の中にこの事業内容が入って、最初から挙げて大丈夫だろうというものについては挙げさせていただいているものでございます。したがって、今後その作業の中でどうしても急ぐもの、今回挙げておらないもので急ぐものがあれば補正の対象になり得ることもあるということもありますので、そこら辺も含めてご理解を賜ればというふうに思っております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） 42番、再々質問ございますか。はい、42番。

○42番（大野忠夫君） あまりすっきりしない答弁なのでちょっと時間かかるかと思いますが、まず最初に質問した中の2点目であります。JAの不祥事の関係について

てでありますけれども、栗林市長、考え方、私も全く同感であります。農民を守り、そして消費者を守るために、これからもその辺についてはぜひともその考えで進めていただきたいということをまず最初に述べておきたいと思えます。

それから自治会活動の関係でありますけれども、これは具体的に私調べてみたんですが、これも各自治会のすべてではなくて1自治会だけ申し上げたいと思えます。

この16年度実績でいきますと37万7千円の補助になっております。これが今の言われました大仙市になってからの内容で計算しますと13万4千円しかありません。この中で20数万の開きがあるわけです。これを簡単にいろいろな事情があつて大仙市の新しいまちづくりのために統一していくんだと言われても、なかなか何十年というシステムの中でやってきた補助金の制度でありますので、そう簡単には地域活動では納得はできないというふうに思うわけです。したがって、先ほども申し上げましたけれども当分の間とは3年ぐらいとかと言わずに、もう少しですね先送りするようなことで考えていただきたい。そのことについてまた再度前向きな答弁をいただきたいというふうに思えます。

それから交付金事業でありますけれども、この交付金事業は皆さんご承知のように採択ってから5年以内に完成するという要件があります。したがって、いろいろな申請するにあつての事業の要件もありますけれども、それら全部含めて国交省の採択をいただいたわけでありまして、それはぜひとも計画どおり完成していただきたいと思うと同時に、先ほども申し上げましたけれども7億が半分になった3億3,000万の中身について、計画した事業のどの部分を削るとそのぐらいの減額になるのか、その辺をしっかりと教えていただきたいと。先ほどの道路云々の話はありました。そういうものは付け足しの部分ではないのかなというふうに思えますので、明快なご答弁をお願いしたいというふうに思えます。

それから補正の話もちよつと出ました。これ9月に向かつて補正の話だと思えますけれども、だとすれば今削減された部分について9月では補正してくれるのか。その辺などについてきつちりにご答弁願いたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 誠に申しわけございませんが暫時休憩いたします。答弁調整のためです。

午後 3時02分 休 憩

午後 3時07分 再 開

○議長（加藤 勲君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 答弁いたします。

自治会支援補助の関係でありますけれども、補助金額は要綱で算出される要綱を定めておりまして、その基準に基づいて算出しまして、上限金額の50%ということで原則調整させていただきました。

ただ、この自治会の助成につきましてはゼロのところから高いところまで、そういうばらつきであります。例えば大曲が181から始まりまして太田地区の場合は25とか、規模についてももうばらばらな状況であります。そういう中で基準を設けまして要綱で算出したものの50%ということで調整しながら、実際に高い水準で活動していた地域もございますので、そういう地域につきましては75%とかそういう比率を掛けながら調整させていただいております。

この関係については、概ね3年ぐらいの、3年の間で一定のところに統一しなければならぬだろうという考え方でいくという考え方で調整させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

まち交の関係については、再度、建設交通部長から答弁させます。

○議長（加藤 勲君） 鎌田建設部長。

○建設部長（鎌田栄治君） まちづくり交付金事業の関係の内容についてでございますけれども、まず1つは主に大きく今回見合わせておる中のものについては中央公園の部分が今回見合わせていただいております。それから駅周辺の整備関係、これらについて、この2つがまず大きく今回見直しの対象ということで今の予算の方から一時見合わせということで計上しておらないという形になっておるものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 3回目なので、納得しないでしょう。私もあんまり納得するような答弁じゃないなと思ってるんだけど、決まりは決まりですので、これにて42番大野忠夫君の質疑を終わります。

次に6番今野鴻業君。はい、6番。

○6番（今野鴻業君） 【登壇】 6番今野鴻業です。

一般質問通告書に基づいて、学校における個人情報保護と外国青年語学指導助手の2点についてお尋ねし、当局の答弁を求めます。

最初に学校における個人情報保護でありますけれども、平成17年、今年の4月1日から第1章から第6章、59条からなる個人情報の保護に関する法律が制定施行されました。制定は前ですけれども、施行されております。今日のデータベース社会においては、企業利潤追及に非常に圧力、あるいは熱をあげ、そして自己の発展のために今日の社会が進展しておる状況、宿命にあるわけです。それに比例しまして、個人情報が危険にさらされていると、こういう現状にもあるわけです。データベース社会においては、個人情報そのものに非常に財産的な価値がありますので、事業者に対して無限的に個人情報を収集しようとする誘惑が常に働いているわけです。私たちは毎日プライベートな情報を国、あるいは企業などに知らせながら、知らせて生活をしているわけです。例えばカタログ通販で靴を求めた場合ですね、その決裁をクレジットカードでした場合をお考えいただければおわかりのように、通販会社、クレジット会社、代金引き落としの金融機関、主として銀行でしょうけど、あるいは靴を届けてくれる宅配業者に私たちは個人情報を提供しているわけです。現代はデータマイニングが驚くべきスピードで発達しているわけです。個人情報漏洩や架空請求がもたらすトラブルが大きな社会問題となっているわけでもあります。

この法律の施行、ようするに個人情報保護法の施行により、高度情報化時代にふさわしい個人情報の保護が期待されているわけです。この個人情報保護法は官民を通じた基本法の部分と、民間事業者に対する個人情報の取扱いのルールに大別されているわけです。個人情報保護法に定める個人取扱い事業者には、国の行政機関、独立行政法人など地方公共団体は含まれておらないのであります。この法律の趣旨を踏まえて、地方公共団体は各都道府県、区、市町村の条例によって個人情報を保護することになっているわけです。当大仙市においても平成17年3月22日、条例第20号として大仙市個人情報保護条例を制定しているわけです。学校における個人情報の取扱いは各都道府県、区、市町村の条例によることになっております。

ここで、その条例を再確認するためにも次の4点についてお尋ねをし、答弁を求めます。

1点目ですけれども、大仙市それぞれの小・中校で公務処理の電子化、ほとんどコンピューターにデータを保存、あるいはインプットしているわけですが、その度合

ほどの程度まで進んでいるのか。

それから2点目です。大仙市には幼稚園、保育園、小中学校などがありますし、以前はです、入園・入学する時点で学校です、やはりいろんな情報をキャッチできたわけですね。例えば住所、電話番号、あるいはご両親の氏名、あるいはですね病歴とまではいなくても非常に個人的な情報をキャッチできたわけですが、この個人情報保護法が制定されたらできなくなったわけですね。それで緊急連絡時、特に小・中において非常に頻繁にかどうか定かではありませんけれども、やはり緊急に各家庭に保護者に連絡をしなければならぬ場合が生じるわけですが、そういった場合にはどのように対処なさっているか。

次、3点目です。例えば具体的な例を挙げてお尋ねしますが、小・中校で修学旅行などに先立って業者ですね、旅行業者にいろんなデータですね、児童生徒のデータ、情報を、あるいは引率なさを、これは児童生徒も含めてですけども引率なさを教員ですね、やはり検診データなどですね医療機関等に提供する場合、学校はですね、どのように個人情報を適切に取扱っているのかということですね。

それから4点目としまして、大仙市立、大仙市の公立学校で民間業者といろんな今申し上げた修学旅行等含めてですね委託契約をしている場合が生じます。そういった場合ですね情報の漏洩を当然防止しなければなりませんけど、条例によりますとですね、法によりますと委託先ですね漏洩防止するために監督することになっておりますけど、どのようにして委託先を監督するのかということです。

それから、2点目の外国青年語学指導助手についてお尋ねします。

国際社会の中で我が国の地位が向上し、高くなるにつれて、諸外国との付き合い方が大幅に変わってきておりましたし、変わりました。かつての国際化が主として貿易、あるいは外交等含めた政府間であった交流がですね、今日は国民各層がですね、やはりあらゆる面であらゆる分野で国際化に直面しているわけですね。これは1人旅行を含めるまでもなくですね、個人が、あるいは企業が貿易等を通じてですね外国とのかかわりが年々深まってきているわけですね。その意味においても今日、地方自治体にとって国際化への対応が非常に重要視されてきているし、重要な課題でもあるわけですね。

日本における英語教育の扱いに向けて、真の国際理解を求められてからかなりの年月が経過しております。地方自治体並びに当時の自治省、文部省及び外務省の協力のもとに外国青年語学指導制度が日本の公立学校に導入されたのが1987年の8月でありま

した。外国青年指導助手制度が英語教員の指導力、あるいは英語の実践的なコミュニケーション能力の育成、生徒の英会話能力の向上にとって大きなメリットであることは言うまでもありませんけれども、またユネスコは次のように勧告しておるのであります。「外国語教授、それ自体が目的ではなく、その文化的及び人間的側面によって生徒の知性と性格を訓練することに役立ち、国際理解の向上と諸国民の平和で友好的な協力に貢献すべきである」と述べているのであります。

平成16年度、昨年度ですけれども大曲公立中学校に5名の外国青年語学指導助手が駐在しております。当大仙市でも大仙市招致外国就業規則など設けて、彼らを招致しているわけです。外国青年語学指導助手、彼らは市内の中学校で生徒へ英語指導、あるいは幼稚園、保育園ではゲームなど通じて初歩的な英語指導、また園児、児童生徒、一般市民へも英語指導を通して異文化紹介、国際交流に貢献し、地域の国際化に大いに寄与しているのであります。

このようなことに鑑み次の4点について質問し、答弁を求めます。

最初、大仙市立中学校外国青年指導助手の配置、配属をですね、どのようにして決められているか。これは具体的に申し上げて、県教育、あるいはクリアにですね、どのように接触しているかということです。

それから2点目、これは今度中学校の問題になろうかと思いますが、外国青年指導助手の配置について、大仙市内の中学校との調整をどのようにとっているのか。

3点目は、現在、大仙市には5名の語学指導助手がおりますけれども、せめて大きな背中に、旧市町村に1名ぐらい、要するに8名まで増員お願いできないものかということです。

そして最後4点目に、実際外国語指導助手をですね、ほかに非常に似たような仕事をしている国際交流員という外国青年おりますが、ほとんど彼ら、国際交流員のいないところでは彼らの仕事も担っているわけです。それで、そのような時には非常に財政困難と存じますけれども薄謝程度はこう差し上げていいのではないかとこう考えます。

以上4点、計8点についてご答弁をお願いします。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） 6番今野鴻業君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 今野議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、学校における個人情報保護につきましては、急激に進むIT社会の中で学校が

管理する個人情報保護のための校内体制の確立、教職員の意識の向上、あるいは子供たちにモラルやマナー、そして身を守るための知識や技能をどう身につけられるかなど、緊急の課題への対応に迫られていると承知しております。

また、外国青年語学指導助手、いわゆるALTの問題につきましては、国際理解教育及び英語力向上が強く求められている折りから、外国青年語学指導助手の効果的な配置及び活用につきましても、学校ともよく協議しながら市全体として検討していかなければならないものと考えております。

ご質問の詳細につきましては教育長及び教育次長に答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） 笹元教育長。

○教育長（笹元嘉辰君）【登壇】 ご質問の第1点は、学校における個人情報保護についてであります。

初めに各種小中学校の公務処理の電子化についてであります。小学校では児童の名簿につきましてはほとんど、中学校では名簿・成績につきましてはほとんどの学校で電子化しております。

次に連絡網についてであります。保育園、幼稚園、小中学校とも保護者の同意を得た上で個人情報に配慮した連絡網の配布、あるいは職員が直接保護者に電話連絡するなどの方法を取っております。

次に修学旅行等における個人情報の取扱いについてであります。民間業者に個人情報を提供することはありません。ただし、飛行機を利用する場合は名前、生年月日を航空会社の規定により届けます。この場合は、当然ではありますが業者に管理に万全を期すようお願いしております。

また、教職員の検診データの医療機関への提供についてであります。秋田県総合保健事業団による学校における職員検診の場合は、検診時に個々に名前、生年月日を出します。

なお、県指定の医療機関での1日検診や宿泊検診の場合は、医療機関に個人の責任でデータを提出しています。

最後に、修学旅行等において民間業者との委託契約ということですが、個人情報を提供しての委託契約は現在のところございません。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 次に毛利教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 質問の第2点は、外国青年語学指導助手についてであります。

初めに大仙市立各中学校への配置につきましては、今年度は、昨年度までの配置を継続しております。したがって、平和・協和・太田の各中学校に1名ずつ、中仙・豊成の2中学校で1名、大曲・大曲西・大曲南の3中学校で1名の計5名が配置されております。

なお、西仙北東・西仙北西・南外・仙北の4中学校には、南教育事務所仙北出張所の外国青年語学指導助手が訪問いたしております。

次に、その配置の調整につきましては、平和・協和・太田の各中学校はそれぞれ1名ずつの配置でありますので、現在のところ特に調整の必要はございません。中仙・豊成は1週置きに、大曲・大曲西・大曲南の3校につきましては学校規模を勘案いたしまして、大曲中が2週、大曲西・大曲南各1週の割合で訪問をいたしております。西仙北東・西仙北西・南外・仙北の各中学校につきましては、仙北出張所の担当者と各学校とが連絡を取り合いながら1ないし2週間を基本に割り振りをいたしまして、訪問いたしております。

次に、その増員につきましてでございますが、合併協議会におきましては「将来的に3つの中学校で1名の外国青年語学指導助手を配置する」ということで確認をされております。市内には中学校が12校ございますので、外国青年語学指導助手は4名ということになります。加えて議員お話しの中にございました、ご質問の中にございました、加えて国際交流員1名により5名の体制を予定いたしております。今年度は昨年までを踏襲し、支所単位に外国青年語学指導助手を配置いたしておりますが、国際交流員につきましては、この夏以降、学校教育課を主たる配置先といたしまして中学校以外での国際交流活動のコーディネーター的役割を担っていただきたいと考えております。徐々にではありますけれども、市全体を視野に入れ学校の要望を取り入れた配置に移行していくことによって、今まで以上に学校現場や地域の皆様の要望にお応えできる体制が整うものと考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 6番、再質問ありませんか。はい、6番。

○6番（今野鴻業君） 再質問します。

最初に語学指導助手について質問しますけれども、大仙市の条例によりますと教育長

が語学指導助手ですか、ALTを勤務評定することになっております。ところが非常に彼らは何といいますか、自分の勤務評定に非常に敏感でありまして開示を求める場合がほとんどではないかと思えますけれども、大仙市になってからまだ2カ月ちょっとですけれども、確かあれは毎月勤務評定なさっておられるんでないかと思えますけど、そこから辺で彼らを勤務評定する場合に軋轢等なかったものかどうかですね、もしありましたらどのように対処なさったかということをお願いします。

○議長（加藤 勲君） 答弁を求めます。毛利教育次長。

○教育次長（毛利博信君） 今野議員の再質問にまずお答えを申し上げます。

旧大曲市の場合でございますが、各校から毎月簡単な校長によります勤務評定が届いておりました。それを教育長が点検をいたしまして、本人には開示ということではなくて、その概略を概ね大変好評な勤務評定でございましたので、その概略を本人に伝えておりました。

しかしながら合併をして、そのこのところの現在配置されております各校からの勤務評定等の回収等の作業についてまだ届いてないところなどもございましたので、ご質問いただきまして、この後、整備してまいりたいと考えております。

○議長（加藤 勲君） 6番、再々質問ありませんか。はい、6番。

○6番（今野鴻業君） 最後にしますけれども、個人情報についてです。必要のなくなった、必要でなくなった情報をどのように処理されておられますでしょうか。

○議長（加藤 勲君） 毛利教育次長。

○教育次長（毛利博信君） お答えを申し上げます。

これまで各学校、教職員は個人のパソコンを使用しておりました。それに対して、教育委員会でそのパソコンの活用の方法についてはほぼ学校管理体制に任せているような状況が続いておりましたが、昨年頃から不用になったデータ等はすべて完全に消去するよう、ただし消去したつもりであっても、そのデータが残っている場合などもございますので、パソコンを納入している業者等立ち合わせて完全に消去する作業を進めるよう、昨年度末頃からその作業を進めておりますので、現在では不用なデータはほとんどないかと考えてございます。

○議長（加藤 勲君） これにて6番今野鴻業君の質問を終わります。

次に34番伊藤祐耕君。はい、34番。

○34番（伊藤祐耕君）【登壇】 太田の伊藤でございます。

一般質問を決めてから誰よりも負けない立派なあいさつをしようと思ってきましたけれども、私の前の6人の方にみんなお話しされましたので、いきなり質問に入らせていただくことをお許してください。

私の質問は、1つ目は一般廃棄物収集運搬業者の営業区域についてでございます。

皆さんのふるさとに入りますと、それぞれの業者が一般廃棄物を収集していると思います。家庭内から排出される不燃物、また可燃物、そしてし尿くみ取り、また浄化槽の汚泥の運搬というのが主に我々の身近な一般廃棄物と思います。その中で、浄化槽の運搬についてのことをご質問いたします。

可燃物、不燃物、またし尿くみ取りにおいては各旧市町村単位の許可制において認可され、それぞれの業者がそれぞれの任務にあっている、これはまずそのとおりだと思います。浄化槽汚泥については、浄化槽に関しては維持管理業務といいまして、保守点検、これが県の許可です。汚泥の運搬に関しては各旧市町村単位の許可でそれぞれ営業を行っております。今その垣根を超えて8市カ町村が合併した今日、企業努力によってそれぞれの諸問題をクリアしたにもかかわらず、営業区域の拡大を阻むのか、また許可するのか。ある例を言いますと、合併前1つの町の許可しかもらってなかった業者がいろいろな企業努力によって大仙市の全体を回りたいとなった場合、当局ではどのように考えるのか。今、皆さんの家で浄化槽を設置された場合、自分が業者を選ぶんじゃなく各市町村が指定した業者の中から選ぶことが義務付けられておりますが、本来であれば皆さん設置された人たちが業者を選ぶ権利があるのではないのでしょうか。合併された今日、そのようなことをどのように考えなのか、当局の説明を求めます。併せて事業系のごみに関してもお願いいたします。

また2つ目は、私のような思っていることの半分も言えないのみの心臓の者が質問するのは甚だ恐縮ではございますが、勇気を持って発言させていただきます。

各支所に町村長がいなくなった、不在となった今日、職員の態度に変わりはないのかということをご質問いたします。

私は、ある仕事である庁舎に申請書類を持っていきました。前の人がいってなかなか話が終わらず、10分ぐらい待たされました。その時の1人の職員の態度があまりにも、言いたくないんですけども横柄でしたので、「すみません。アルバイトでこういうことをやっています」ということで議会議員の名刺を出しました。そしたら皆さんご存じのとおり立場がガラリ変わって、なりました。弱い者の立場に立ち政治の光を当てると

いう信条の栗林市長のもとで働いている職員にとってはどうでしょうか。今、1,500人余りの職員を抱えている今、政治に光を当てると考えているならば、どのような感じで光を当ててるのか、また今現在の市民のどういうふうな反発を持っている声が市長のもとに届いているかをあわせてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 34番伊藤祐耕君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点、一般廃棄物の営業区域に関する質問につきましては市民生活部長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、合併後の各支所の職員の対応についてであります。

初めに、職員の勤務態度についてであります。業務内容が本庁所管になったりした関係で、人員及び業務量が少なくはなっておりますが、住民に対する行政サービス等は従来と変わらず提供していかねばなりませんので、職員の勤務態度に変化が生じるということはないと思っております。

各総合支所に市町村長や助役といった特別職は不在となったわけですが、支所長及び支所次長といった一般職であります。新たな管理責任者を配置し、合併したから対応が悪くなったとかサービスが低下したというような苦情が出ないように、十分監督、指導をしているつもりであります。職員につきましては従来と変わらず業務を遂行しているものと思っております。しかし、今議員の指摘もありましたし、まだまだ十分指導が行き届いてないものと認識しております。

次に、地域の人たちの声をどのようにくみ取っていくかということですが、旧町村の地区ごとに設置する「地域協議会」を早期に立ち上げ、住民の皆様から意見、要望が速やかに市長に届くよう仕組みを確立したいと存じます。

また、町村長が不在になったということによる住民の不安や市長への距離が遠くなったとの心配に配慮しながら、各総合支所ごとに市長面会日を設定し、自ら出向いて意見の交換から課題、問題の解決に努めてまいりたいと思っております。あわせて、短い時間ですけれども、その日1日は総合支所にいるということですので、そういう中で職員の皆さんとも話し合いながら指導を深めてまいりたいとこういふふうに思っております。

既に仙北地区で第1回を行いました。6月には太田地区で開催を予定しております。

議会が終わります7月からは月2回を目途に回りたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（加藤 勲君） 次に高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） ご質問にお答えを申し上げます。

第1点目の一般廃棄物の営業区域についてであります。

初めに、し尿汚泥の収集運搬及び浄化槽清掃事業の営業区域の許可についてであります。合併前既にそれぞれの旧市町村において平成17年度のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬に関する生活排水処理実施計画が策定されておまして、それに基づいて今年度の許可区域も決定しております。

また、合併協議会の事務調整においても当分の間現行どおりとしまして、合併後調整していくことになっておりますので、今後の生活排水処理実施計画の見直しの中で地域住民のご意見を取り入れながら検討してまいりたいと考えております。

事務系のごみ収集の許可区域についてであります。こちらにも既に平成17年度のごみ処理実施計画が策定されており、今年度は許可区域が決定しておりますが、平成18年度には全市一帯に許可区域が拡大できるよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（加藤 勲君） 34番、再質問ありませんか。34番。

○34番（伊藤祐耕君） 質問ではございませんけれども、考えていたような回答をいただきありがとうございます。

今後という簡略な言葉で処理されますと非常に問題がありますけれども、明日も今後ですし、4年後も今後でございます。企業努力をして自分の会社を少しでも大きくするようと思っている今現在小さな企業がどこまでも伸びる可能性をこの大仙市にかけられますよう、1日も早い対処をお願いします。

また、栗林市長におかれましては、所信表明の時におっしゃったとおり、今回の定例議会内に助役の提出があるということでございます。弱い者の立場に立ち政治に光を当てるといふ政治信条を理解し、私のような私利私欲に走らず、自分に甘く人に厳しい人ではないかを選任し提出されますことをこいねがひまして、私の質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） 答弁ありませんか。

○34番（伊藤祐耕君） 時間ですので答弁はございません。

○議長（加藤 勲君） はい、ありがとうございました。

これにて34番伊藤祐耕君の質問を終わります。

---

○議長（加藤 勲君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

散会いたします。

ご苦勞様でございました。

午後 3時52分 散 会